

## 第1回 ABS 指針フォローアップ検討会 議事録

1. 開催日時：2021年12月10日（金）10:00～13:00

2. 場所：WEB会議

### 3. 議題

- ① ABS 指針フォローアップ検討会の設置について
- ② 名古屋議定書及びABS指針の概要及び施行状況と我が国のABS取組事例
- ③ ABS指針施行後の課題整理について
- ④ その他

### 4. 配布資料

- 資料1. ABS 指針フォローアップ検討会 委員名簿
- 資料2. ABS 指針フォローアップ検討会 設置概要
- 資料3. 名古屋議定書及びABS指針の概要等について
- 資料4-1. 近年のABS関連取組事例①（小関委員）
- 資料4-2. 近年のABS関連取組事例②（藤井委員）
- 資料5. 現行指針における利用国措置等の課題整理について
- 資料6. 提供国措置の要否等に係る課題整理について
- 資料7. 日本における提供国措置導入についての経済学的分析（大沼委員）
- 資料8. 最近の国際的な議論の状況について
- 参考資料1. 「名古屋議定書」（英文）
- 参考資料2. 「名古屋議定書」（和文）
- 参考資料3. 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」
- 参考資料4. 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書」（本体）

### 5. 出席者

（委員）

磯崎座長、石田委員、井上委員、大沼委員、川口委員、小関委員、鈴木委員、須藤委員、田上委員、深見委員、藤井委員、村上委員、渡邊委員

（関係省庁）

外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産

業省、特許庁、国土交通省

**(環境省)**

○奥田 自然環境局長、松本 大臣官房審議官、堀上 自然環境計画課長、中澤 生物多様性戦略推進室長、谷貝 生物多様性主流化室長、三宅 室長補佐

**(事務局)**

○三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング: 藺 自然資源経済・政策室長、森口 主任研究員、菱田 研究員、阿部 研究員

## 6. 議事録

開会

○事務局（菌）

定刻になりましたので、ただいまより「令和3年度第1回ABS指針フォローアップ検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の菌と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、環境省自然環境局長の奥田直久局長より開会のご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○奥田局長（環境省）

皆さん、おはようございます。自然環境局長の奥田でございます。本日は、お忙しい中、ABS指針フォローアップ検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

いきなり私ごとの思い出話からで恐縮なんですけれども、私が初めて「ABS」という言葉を知ったのは、今から27年前、生物多様性条約のCOP3に初めて参加させてもらったときでした。当時からご活躍されていた、バイオインダストリー協会にお勤めだった炭田精造様と食事をご一緒させていただく機会にも恵まれて、いろいろ教えていただいたことを今も記憶している次第です。

その後、条約の下で各国間のABSの議論というものは長年行われてきたのですけれども、必ずしも進展は見られなかったというふうに理解しています。今から11年前、日本が議長を務めた名古屋での生物多様性条約COP10、ここにおいて、やっとABSに関する国際的枠組みである名古屋議定書を採択することができました。私も、幸運にもその現場に政府の代表団の一員として立ち会うことができ、非常に思い出深い議定書にもなっています。

しかし、翌年、我が国の議定書の署名を済ませたものの、今度は国内において、様々な産業界、学术界をはじめとする関係者・関係省庁の間で、国内担保措置の在り方、これについて長い間検討とか議論もしくは調整というものが続けられたというふうに理解しております。

そうした経緯を経て、6省の共管のABS指針、これが策定されて、また名古屋議定書を締結することができたというのは、採択から7年を経た2017年、ちょうどこのとき私も担当課長として、そういった締結というものを迎えることができました。

この間、ABSの指針の策定もしくは運用に、先ほど申し上げた炭田様には、多大なるご指導、ご協力をいただきました。炭田様におかれては、今年5月にお亡くなりになられたと承知しているところです。この場をかりて、衷心より哀悼の意を表したいと思っております。

また、これまで名古屋議定書の適切な実施につきましては、炭田様のみならず、本日お集

まりの先生方をはじめ、幅広い分野の皆様との関わりと、またご協力の下に支えられてきたと、そういうふうに承知をしております。関係の皆様方の長年にわたるご尽力に改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、ABS 指針が施行されてから、来年の 8 月でちょうど 5 年を迎えます。指針の附則において、必要に応じて指針の見直しを行うこと、また、いわゆる名古屋議定書の提供国措置、これの要否について、5 年以内に改めて検討を行うこと、こうしたことが定められているわけでありまして、これに基づきまして、今回、本検討会で、現行指針の利用国措置等の実施状況のフォローアップの検討、これをお願いすることとしたものでございます。

名古屋議定書は、世界全体でも、発効したのが 2014 年と、まだまだ歴史の浅い議定書です。このため、名古屋議定書自体の適切な評価、これもなかなか難しい状況かもしれませんが、名古屋議定書の適切な実施ということは締約国の義務ですので、様々な見地からご意見を賜ることができればと考えております。

本日は、限られた時間ではございますけれども、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくご意見申し上げ、私からの開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくご意見申し上げます。

#### ○事務局（菌）

奥田局長、どうもありがとうございました。

まず初めに、本日の検討会でございますが、ご承知のとおり WEB 会議で開催となっております。委員の皆様は、それぞれのご所属等からオンラインでご参加いただいております。本日の会議は、傍聴希望のご登録をいただいた皆様に傍聴いただいておりますので、ご承知おきいただければと思います。

次に、配付資料の確認でございます。先ほどチャットのほうに投稿しておりますが、議事次第の資料一覧に記載の資料につきましては、昨日お送りしております。お手元にもし不足の資料がございましたら、チャット欄に記載の URL のほうからダウンロードいただければと思います。

続きまして、出席者を紹介させていただきます。

初めに、委員の皆様を紹介させていただきます。私のほうからお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様におかれましては、お名前をお呼びしたときに一時的にカメラをオンにいただければ幸いです。

初めに、国立環境研究所の石田孝英様でございます。

#### ○石田委員

よろしくお祈りします。

#### ○事務局

続きまして、岩手大学名誉教授の磯崎博司様でございます。

#### ○磯崎委員

おはようございます。磯崎です。よろしくお祈りいたします。

○事務局

続きまして、バイオインダストリー協会の井上歩様でございます。

○井上委員

バイオインダストリー協会の井上です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

慶應義塾大学経済学部の大沼あゆみ様でございます。

○大沼委員

おはようございます。慶應義塾大学の大沼です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、農研機構遺伝資源研究センターの川口健太郎様でございます。

○川口委員

おはようございます。農研機構の川口です。よろしく願いします。

○事務局

続きまして、株式会社サカタのタネの小関敦様でございます。

○小関委員

サカタのタネの小関です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、国立遺伝学研究所の鈴木陸昭様でございます。

○鈴木委員

鈴木陸昭です。よろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、NITE バイオテクノロジーセンターの須藤学様でございます。

○須藤委員

NITE の須藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、専修大学法学部の田上麻衣子様でございます。

○田上委員

専修大学、田上でございます。よろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、九州大学有体物管理センターの深見克哉様でございます。

○深見委員

おはようございます。深見でございます。よろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、日本製薬工業協会の藤井光夫様でございます。

○藤井委員

製薬協の藤井です。よろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、東京都立大学理学部の村上哲明様でございます。

○村上委員

都立大牧野標本館の村上です。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、一般財団法人自然環境研究センターの渡邊綱男様でございます。

○渡邊委員

おはようございます。渡邊です。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。それから、独立行政法人家畜改良センターの犬塚明伸様にも委員に参加いただいておりますが、本日はご都合でご欠席となります。

委員名簿の2ページ目のほうにございますように、本日、環境省を含め、私ども事務局のほか、環境省の関係課室及び関係省庁からもオブザーバーとしてご参加をいただいております。

委員の皆様におかれましては、ご挨拶いただきまして、どうもありがとうございました。

続きまして、本検討会の座長の選任でございますが、事務局から大変恐縮ではございますけれども、磯崎先生にお願いをしたいと思います。皆様、いかがでございますでしょうか。何かご意見、コメント等ございましたらお願いいたします。

○井上委員

バイオインダストリー協会、井上ですけれども、いいと思います。

(その他、意見・コメントなし)

○事務局

皆様、どうもありがとうございます。

それでは、本検討会の座長を磯崎委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議の進め方でございますが、本日ご発言いただく際、あるいはご質問がございます際には、挙手ボタンをまず押していただいております。基本的に挙手ボタンでご発言いただければと思いますけれども、もしうまく操作できないとか、何かトラブルがございますときには、チャット欄のほうでお知らせいただければと思います。

なお、傍聴の皆様におかれましてはご発言いただくことができませんので、ご了承いただければと思います。

それでは、議事のほうに移りたいと思います。ここからの進行は、先ほど選任いただきました磯崎座長にお願いできればと思います。

では、磯崎座長、よろしくお願いいたします。

○磯崎座長

改めて、座長として選任していただきまして、ありがとうございます。

それでは、今日は、時間的にかなり議題、それから前提となる資料の説明など、盛りだくさんですので、早速議事に入りたいと思います。

今表示されている議事次第に従って進めていきたいと思います。

早速、議事の最初ですが、議事の1番、検討会の設置について。資料の2に従って、それでは事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（菌）

それでは、資料2の設置概要に基づいて説明いたします。

まず、検討会の趣旨・目的でございます。本日参加の委員の皆様におかれましては、もうご承知のところが多いかと思っておりますので、簡単に説明させていただきます。

令和4年8月20日、来年の夏にABS指針施行後5年が経過することになります。そのことを念頭に置き、日本の実情に照らして提供国措置の整備の要否等について検討を進めるというのが一点、それからもう一点は、現時点における現行指針による利用国措置等の実施状況のフォローアップを行うことを目的として、この環境省事業におきまして産業界及び学术界の有識者等の皆様によって構成される検討会を設置するものでございます。

主な検討事項といたしましては、今申し上げました2点、利用国措置等のフォローアップと提供国措置の整備の要否に関する事項を検討するとともに、その他ABS関連国内政策に関する事項も適宜ご議論いただきたいと思いますと考えております。

委員につきましては、先ほどご挨拶いただいたとおりでございます。

検討会の構成は、先ほど来ご紹介しているとおりでございます。

検討会の運営でございますが、検討会の事務は座長が掌理し、運営の事務は、環境省と環境省の委託事業者、本年度は私どもが行います。

意思決定が必要な場合には、原則といたしまして出席委員の過半数をもって決しまして、可否同数の場合には座長が決するということといたします。

座長は必要に応じまして、専門家等を招聘して、ご意見や報告を求めるということもございます。

会議は原則公開で行いまして、傍聴者の発言はできないという形としております。

会議は記録のために録画又は録音いたしまして、配布資料及び議事録は原則公開とさせていただきます。

スケジュールでございます。第1回が令和3年12月10日10時～12時、本日でございまして、第2回は、年が明けて2月16日の10時～12時と決まっております。第3回は3月の中下旬頃ということで、近日中にご案内できればというふうに考えております。

検討会の議論状況に応じまして、この3回で終わるか、あるいは検討状況に応じて引き続き議論が必要な場合には、その後も続く可能性がございます。

議題につきましては、本日まで資料等をご説明申し上げて、課題整理をいたしまして、第2回以降で、検討会の報告書の取りまとめに向けた作業を進めることを予定しております。

れども、これも議論の状況に応じて変更する可能性がございます。

以上でございます。

○磯崎座長

ありがとうございました。この検討会の目的、背景、それから手続、それとスケジュールなど説明いただきましたが、何かこの委員会の設置、その他について、質問、ご意見がございますでしょうか。ございましたら、手挙げボタンでお知らせください。

(なし)

○磯崎座長

では、確認できたと考えます。

続きまして、議事の2番で、名古屋議定書、それから今回検討対象のABS指針、その概要と、それから施行状況などについて、資料の3に基づいて、環境省から説明をお願いいたします。

○環境省（三宅）

環境省の生物多様性主流化室の三宅と申します。本日はよろしくお願いたします。

まず名古屋議定書ですが、こちら、生物多様性条約の下に位置づけられているものでございまして、生物多様性条約は大きく3つの目的がございます。この3つ目の目的を着実に実施するために、議定書という形で、具体的に書かれたものが名古屋議定書ということになっております。

議定書としてまとまるまでには、主に先進国と途上国で意見の相違が大きい状況でして、11年前の2010年に名古屋で開催された生物多様性条約締約国会合第10回において採択されております。日本は、本検討会の検討対象でありますABS指針を国内担保措置として作成をしまして、これに合わせて、2017年に議定書を締結しております。

そもそもABSとは何かというところでございますけれども、国をまたいで、ある遺伝資源の提供者、図でいうとピンクのほうですね、及びその利用者、ブルーのほうですけれども、その2者間のやり取りについてのルールが明確化されているものでございまして、他国の遺伝資源を取得、利用したいという方、ブルーのほうは、まずその相手国、ピンクのほうの許可、**Prior and informed consent** ということによってPICという言い方をしておりますけれども、この許可を取りまして、同時に、その遺伝資源の利用の結果、利益が生じた場合に、その利益の一部を還元するという内容を含むような契約、**Mutually agreed terms** ということによってMATと言っておりますけれども、このMATを結ぶということ、また実際にその利益が生じた場合に、その契約、MATに従って利益を配分し還元するという原則のことを言っております。

遺伝資源を提供した側、利益を受けた側、ピンクのほうの方というのは、その利益を原資にして、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するということによって、利益配分と保全の好循環を狙いとしたところもございまして、生物多様性条約の3つ目の目的として位置づけられた背景としましては、とりわけ生物多様性が豊かな地域が多いと言われ

る途上国において、生物多様性保全と持続可能な利用を促進するインセンティブを持たせるという意図があるものでございます。

ABS の目的、ルールを具体化したものが名古屋議定書ということでして、遺伝資源の提供国として、また利用国として、各国において各々必要な制度をつくるということを求めております。

まず、左側の提供国の立場としましては、PIC や MAT に基づく遺伝資源の提供を行うためのルール、提供国措置という言い方をしておりますけれども、その措置をつくるということ。それによって利用者に必要な手続を明示することを求めております。この利用者に必要な手続を明示するという点におきましては、各国が情報を共有できる生物多様性条約の ABS に関係する情報交換サイトでクリアリングハウスというものがございましてけれども、図でいうと真ん中のところですが、これを軸に、提供国措置をここに掲載して周知をすること。それから、利用者が PIC や MAT など必要な手続をとったことを証明する国際遵守証明書、IRCC と言っておりますが、こちらを発行して掲載することとしております。

一方、右側の利用国の立場としてですけれども、提供国から取得をされた遺伝資源を国内で利用する際に、その遺伝資源が提供国の制度を遵守して取得されたものであるということを確認する措置をつくること。また、適法取得・利用をモニタリングすることが求められております。利用者が適法取得・利用をしているかどうかについては、同様にクリアリングハウスにその確認した情報を掲載することとしております。

議定書上では利用国措置は必須とされておりますけれども、提供国措置の要否というのは各国の判断に委ねられております。

では、日本の措置が一体どうなっているのかというところでございますけれども、かつて、関係業界の方々とともに数年以上にわたり検討会議をベースに、どのような措置をとるべきかということについて議論が続けられてきました。最終的にまとめられたポイントというのは、大きく、ブルーのところとピンクのところにあるような形になっておりまして、上のほうが利用国措置に関するポイントでございます。利用国措置については、必要な研究開発などを妨げることなく遺伝資源の利用を促進するもの、明確で遵守しやすい措置とするといったことがポイントとなっております。一方、下の提供国措置については、我が国に多い国際共同研究への影響への懸念などから、現時点では措置する必要はないけれども、検討は継続するという結論が出されております。

こうしたポイントをもとに、現在の ABS 指針が作成されております。その基本的な骨格というのは、真ん中の利用国措置ということでして、この内容は次のページとともにご説明をさせていただきます。その他、下のほうにあります ABS に関する奨励措置というものもございまして、国内外の遺伝資源を利用する上で ABS を踏まえた契約の締結に努めること。それから、その契約の結果、利益は生物多様性の保全に充てるように努めること。それから、遺伝資源を利用するような関連業界は、名古屋議定書の実施のために、契約のひな形、行動規範とか指針といったものを整備する、ということが盛り込まれております。

今ほど申し上げた利用国措置の内容というところでございますけれども、左下のほうの基本的なイメージの図をご覧くださいと思います。ABS 指針における利用国措置の概要としまして、まず提供国から遺伝資源を取得した方は、その国から適法取得しましたよという旨を環境大臣に報告をするということになっています。これが①の報告です。

報告を受けた環境大臣は、その内容を確認しまして、当該者が適法取得しましたということ、国内外のウェブサイトを通じて周知するという内容になっております。

同様に、この最初の取得報告から概ね 5 年後に、当該者が利用状況について再度環境大臣に報告をするということで、こちらが②の報告になるのですが、確認した環境大臣は、同じく、その情報を周知するという仕組みになっております。これによって、日本の者が適法取得していますよということを国際社会に示していくということが大きな目的であると認識しております。

提供国から遺伝資源を取得して環境大臣に報告する対象となっている方というのは、必ずしも海外から遺伝資源を取得した方全てということではなく、提供国がそもそも名古屋議定書の締約国であること。それから、クリアリングハウスに提供国措置を掲載していること。その提供国措置に基づく許可証等を得ていること。さらに、自ら遺伝資源を取得して日本国内に持ち込んだ場合であって、クリアリングハウスに IRCC が掲載されている場合の全てに該当する場合に、環境大臣への報告の対象となるということでございます。

赤字にありますとおり、報告のタイミングとしては、IRCC がクリアリングハウスに掲載をされてから半年以内ということになっております。

あと、上記以外の場合ですけれども、例えばクリアリングハウスに IRCC が掲載されていない場合ですとか、自身ではなくて他者から遺伝資源を譲り受けて日本で活用するといったような場合については、任意で報告ができるような形になっております。

先ほどの 5 年後の利用状況の報告というものに関しましては、まだ該当する案件はゼロの状況となっております。

実際に環境大臣に報告する事項についてですけれども、IRCC の固有の識別番号。それから、遺伝資源の利用を目的とした伝統的知識の取得状況。また、遺伝資源を誰が利用するのかとか、国際クリアリングハウスや環境省のホームページに最終的にどういう情報の掲載を希望するのかといったことを報告いただくということになっておりまして、今、画面の右側のほうに実際の様式が表示されております。実際にはこういったところを、四角にチェックを入れていただくような形になっていて、先ほどの利用国措置のポイントというところがありましたとおり、負担なく明確にということを踏まえた報告様式になっているということでございます。

今お見せした様式というのは、様式 1 ということで、先ほどの条件に合致した場合は必ず環境大臣に報告いただくものということになっております。それ以外に、IRCC が ABS クリアリングハウスに掲載されていない場合ですとか、遺伝資源の取得者から譲り受けた場合等、任意の報告については、様式 2 というものに基づいて行います。また、現在まだ該

当案件がない 5 年後の利用状況の報告は、様式 3 というものがありますので、これに基づいて行っていくことになっております。

ここからは、ABS 指針の施行状況の概要についてお話をさせていただきます。

まず、環境省による情報周知ということでして、先ほどの ABS 指針に基づく適法取得の報告に関する情報ですとか、ABS に関する措置の実施に必要な情報といったものを、環境省のウェブサイトに掲載をしております。そのほか、日本の利用者の適法取得、それから利用を促すために、諸外国の状況も併せて掲載をしておりますし、国内外の契約のひな形とか行動指針といったものも、この中に掲載をしております。

もう一つは、ABS 指針の実際の環境大臣への報告の件数の状況でございます。先ほど申し上げた、必ず環境大臣に報告をしていただくという様式 1 によるものが、左側の 4 件ございまして、今、任意の報告というものが 1 件ございます。様式 3 は、先ほど申し上げたとおり、現時点ではゼロということになります。

そのほか、契約のひな形等の作成ということでございますけれども、こちら、JBA さんですとか遺伝研さんのほうにひな形等を作成いただいております、先ほどの環境省のホームページ等で周知をさせていただいております。

国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給の状況ということでして、日本由来の遺伝資源を取得しましたよという内容を証明することができるという規定がございますけれども、ここに現在認定されている機関は、NITE さんということになっております。NITE さんから実際に発給されている件数というのは、現在 7 件という状況になっております。

以上です。

○磯崎座長

ありがとうございました。関連してですが、近年の ABS の取組事例として、小関委員と藤井委員から、それぞれの分野についての紹介をお願いいたします。

それでは、まず小関委員からお願いいたします。

○小関委員

サカタのタネの小関と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。短い時間で説明しなくてはいけないので、早速始めさせていただきたいと思っております。

サカタのタネとインドネシアでの共同遺伝開発事業について、説明させていただきます。

植物の育種をメインとする種苗会社としましては、育種開発力が非常に重要になります。単に技術力が優れているというわけではなく、人と環境と育種素材が大きな要素になります。ですので、我々種苗会社といたしましては、遺伝資源育種素材をいかに多く持っているかが、研究開発を成功させる大きなファクターとなっております。

こちらのほうは、既にもう皆さんご存じとは思いますが、1993 年に生物多様性条約が発効されまして、2010 年に名古屋議定書が採択、2017 年に日本が名古屋議定書を批准したということが、遺伝資源の議論の中の 3 つの大きなターニングポイントになっているのかなというふうに思っております。2017 年に我が国では ABS 指針が施行されましたが、

今回私のほうで説明させていただきますプロジェクトにつきましては、2000年初頭から動いておりまして、ABS 指針の対象前のアクションとなるということをご理解いただければと思います。

これは、先ほども説明があったと思うのですが、遺伝資源の提供国と利用国間での PIC、MAT、ABS のセットがそろってはじめて新しい遺伝資源ビジネスが展開できるという図式になります。当社も、できるだけこの方針にのっとりプロジェクトを進めてまいりました。

ということで、サカタのタネの CBD 戦略といたしまして、1990 年代に遺伝資源関連の世界的議論が起きました。この議論をいち早く捉えまして、当社としては、持続的な研究開発を行う上で、この遺伝資源の重要性について再認識いたしまして、将来のビジネスに備えまして、「遺伝資源室」を 2000 年に設立しております。この遺伝資源室のミッションといたしましては、ここに挙げてあります 4 点。1 つは CBD 情報の入手と対処法の検討。それから、導入素材の一元管理。それから、提供国へのアクセス、積極的な交渉活動。それから、新品種開発のための共同探索・評価プログラムの運用、というミッションを得て活動を始めました。

社内では、遺伝資源の調査をもとに議論を進めまして、生物多様性の豊富な地域といたしまして、南米とアジアをターゲットにすることにいたしました。当社は野菜のプロダクトがメインではありますが、野菜は既に育種が非常に進んでおりまして、現地の野生種をそのまま利用しても、なかなか優良形質を取り込むには時間とエネルギーがかかると判断しておりました。

一方、花に関しましては、育種も比較的浅く、野生種を直接利用することで優良形質を比較的容易に取り込むことができるのではと考え、まずは花の利用に絞ってプロジェクトを進めることになりました。

さらに議論と調査が進められまして、国はインドネシア、品目はインパチェンスをターゲットに絞り込みました。絞り込みましたその理由といたしましては、インドネシアは世界第 4 位の植物の多様性、約 3 万種類が生息していると言われております。それから、世界最多の 1 万 3000 の島々、多様な環境を持っているということで、非常に植物の多様性が期待できるということで、インドネシアのほうに的を絞っております。

さらに、品目のほうですけれども、既にもう有名な園芸品種で、ニューギニアインパチェンスというものがあります。こちらは、世界的に大きな市場がありまして、欧米で非常にポットものとして流通しているものでございます。このニューギニアインパチェンスなんですけれども、名前で想像ができますように、パプアニューギニアのところから、1930 年にアメリカ人がこの素材を持って欧米で育種を開始しまして、このニューギニアインパチェンスという園芸種を育種したというふうに伝えられております。非常に世界的にも有名な、メジャーな鉢物品目ではあるのですが、残念ながら、直射日光と病気に弱いという欠点があります。ですので、非常に使用用途が限られているという欠点があります。ですので、うまくいけば、このプロジェクトで、耐暑性のある、非常に強いニューギニアインパチェンスの

新しい種類ができることを期待して、我々のプロジェクトの検討が始まっております。

しかしながら、当時は、インドネシアの機関と全く何のコンネクションもありませんで、インドネシアの政府機関の方も、そこらに生えている雑草に日本の小さな種苗会社が興味を示しているということを全く理解してもらえなくて、ほぼほぼ門前払いの状態でした。そんなところでアクションが行き詰まっていた矢先に、たまたまインドネシアでの遺伝資源の国際会議に参加する機会がありまして、また、インドネシアの当社の担当が、政府機関の役人さんとコンネクションがあったということから、共同研究開発の話が始まりました。

2000年代に、まず基本合意、いわゆる PIC を結ぶことができました、インドネシアでの素材のアクセスが可能になりました。こちらのほうが探索の画像になりますけれども、ブッシュとか、林の中とか、あと、結構川沿いに野生のインパチェンスが生えていたということで、探索には現地のインドネシア農業研究開発庁の下部機関であります、インドネシア観葉植物研究所のスタッフに同行してもらっております。この探索の経費は当社の負担ということになっております。

素材の探索では、長年かけてインドネシアの十数箇所から数百点の素材を入手することができました。入手した素材は、まず、先ほど言いましたインドネシアの観葉植物研究所のほうに持ち込まれまして、素材評価を行い、その中で有望な系統を日本に送り、当社が高度な育種技術を駆使して、新しいニューギニアインパチェンスの商品を開発することができました。

同時に、本プロジェクトによって開発されたロイヤリティ、利益をどのように還元するか等の詳細を記載した契約書、いわゆる MAT に相当する契約書を締結しまして、現在、毎年この利益配分としてロイヤリティを送金しております。

一方で、インドネシアの機関からも、本プロジェクトで開発された商品について、CBD にのっとって開発されたことを証明しますというような証明書を毎年発行していただいております。

このプロジェクトで開発された商品は、「サンパチェンス」という名前で、耐暑性があり、適用範囲も広い、新しい園芸植物としてブランド化されまして、現在、UPOV 条約、いわゆる品種登録の制度がしっかり整っている国を中心に、世界各地に販売されております。このように、ヨーロッパ、アジア、南米、北米、いろんなところにインドネシアの素材を使った「サンパチェンス」という商品が出回っているということになります。

このように、インドネシアとサカタのタネは非常に友好的な関係を結ぶことができました。利益配分、共同探索、共同評価、開発、販売、このサークルが非常にうまく回っている状況です。ひとえに、当社とインドネシアの事業は非常にたくさんの素材と人に恵まれた、いわゆるチャンスと、かなり強運が重なり合って、この成果を残すことができたかなと思っております。非常にラッキーな事例だったと思います。といたしますのは、やはり集めました素材の中でも、使える素材というのはもう 1%以下の確率でございましたので、これを運よく見つけられたというのは、非常にラッキーだったと思っております。

改めて思いますけれども、やはり地道な活動によって双方の信頼関係を構築できてはじめて、このようないい関係ができたのかなというふうに思っております。

本日は、ABS の指針のフォローアップ議論のご参考になれば大変ありがたく思います。ご清聴ありがとうございました。

○磯崎座長

ありがとうございました。続きまして、藤井委員から資料 4-2 です。お願いいたします。

○藤井委員

製薬協の藤井です。それでは、APAC 天然物創薬コンソーシアムについて、簡単に説明させていただきますと思います。

APAC 天然物創薬コンソーシアムは、2018 年 10 月に発足しました。日本からの技術支援によって、アジア各国の生物素材を用いて、現地で天然物創薬を展開することを目指すということです。

この APAC といいますのは、アジア製薬団体連携会議で、産業界が中心となっているとはいえ、日本の厚労省、あるいは各国の保健省、各国の国の研究機関の方たちも参加している、そういう会議になっています。そこで、天然物創薬のコンソーシアムを立ち上げようということで、2018 年 10 月に設立されたわけです。

実際には、この APAC には日中韓・東南アジア・インド等が参加しているのですが、今現在、下のほうにありますが、日本、タイ、台湾がこのコンソーシアムに参加していますけれども、マレーシアが準備中。あと、今後も国数が増えていくのではないかなということを期待しています。

この目的としては、天然物の可能性を最大限引き出すためのアジア規模のコラボレーションプラットフォームで、アジアの若手研究者の能力構築に重点を置いています。アジア各国を創薬資源の供給国、提供国から創薬研究国になってもらいたいと、そういう思いでつくったコンソーシアムになります。

協力している企業、今現在、武田さんとエーザイさんですけれども、今後、日本側の企業が増えていくことも期待しているところです。

あと、協力機関としましては、微生物化学研究所、次世代天然物化学技術研究組合。これは製薬企業が持っている天然物の化合物ライブラリー、それを持ち寄って、各企業、あるいはアカデミアの方たちもそのライブラリーが使えるようにしている、そういう仕組みの組合になります。

実施概要ですけれども、少し繰り返しになってしまいますが、現地の人材育成ということで、アジアの若手研究者をインターンとして日本に受け入れて、技術習得をサポートする。各企業さんの研究所に来てもらって、技術習得をサポートする。その若手研究者は、帰国後は、日本で学んだ技術を生かして、自国の天然物のスクリーニングを実施するということになっています。

プロジェクト実施時に、日本の製薬企業と各国コンソーシアム窓口とで契約を結びます。

事業化時等に利益配分を受けるといような形の契約が典型的な契約になるだろうと想定しております。

これは、今説明してきたことを図式化しただけなのですが、アジアから若手研究者を受け入れて、日本でいろんなノウハウを取得していただいて、自国に戻ってスクリーニングを実施していただくということです。

これも全体像を表したものですけれども、繰り返しになりますが、日本側はキャパシティビルディングをやって、アジア各国は、いろんなところに天然物化合物ライブラリーがあるかと思えますけれども、これを、その国において一本化して、スクリーニングセンターをつくって、最終的には薬を開発するといようなことを目指しているところです。

実績については、口頭のみになってしまいますけれども、このコンソーシアムは立ち上げてから3年ちょっと経つわけですが、その3年の間、ほぼほぼ2年弱はコロナ禍といようなことで、なかなかアジアの国から日本に若手研究者が来ていただくことが難しくなっているといようなこともあって、実際にはタイから2名の研究者が日本に来て、いろんなノウハウを吸収していただいて、自国に戻って、自国の天然物を使ってスクリーニングをしていただいて、実際、活性のある化合物なんかも見出されているといようなところです。筋萎縮症をターゲットにできるような化合物が一応見つかっているといことで、今後、そのヒット化合物に基づいてどういふうに研究していこうかといようなことを検討していくといような状況になっていますし、あと、このコロナ禍ですので、なかなか日本に来ていただくのが難しいといことで、リモートで、若手研究員の研究のサポートをするよなことをして、各国の天然物ライブラリーをつくる、そういったところのサポートを日本側からしているといようなこともしています。

薬は、今まさにヒット化合物が見つかったと言いましたけれども、実際製品になるのは10年以上先になってしまうので、まだまだ、今後本当に成果が出るかどうか分からない状況ですけれども、アジア各国で、まさに創薬できる国になってもらいたいといことで、こういう仕組みを立ち上げたといことと、あと、ここで言うのがふさわしいかどうか分からないですが、アジアの各国が加盟してくることを想定していますので、そうすると、ABS措置、国内措置は、各国ごとでばらばらなので、なかなか統一的なルールをつくらうとするのが難しいといようなこともありまして、遺伝資源は国境を越えるよなことはせずに、人が国境を越えるといことで、要は名古屋議定書があまり適用されないで済むよなするためにはどうしたらいいかといようなことも考慮した上で、こういう仕組みをつくったといことになっています。

簡単ですけれども、以上です。どうもありがとうございました。

○磯崎座長

ありがとうございました。これまで3人の方から説明がありましたけれども、これらに関連して意見や質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

渡邊委員、よろしく申し上げます。

○渡邊委員

ご説明ありがとうございました。冒頭に、環境省の三宅さんから議定書や指針の施行状況についてご説明をいただきました。この名古屋議定書が議論されているときに、どういうことを狙いとしているのだということ、幾つか挙げられていました。利用国が提供国の法令をきちんと遵守して、遵守することによって適正な利用が今まで以上に図られるようになっていく。それから、遺伝資源がこれまで以上に円滑に利用できるようになる、そういった利用を促進していく。その利用によって生まれた利益を還元することで、提供国での生物多様性の保全や持続可能な利用が推進されていく、というようなことが狙いとして挙げられていました。

実際、2014年に議定書が発効して、この仕組みが動き出して数年たったわけですが、個別の具体的な課題は、次の議題の中で詳しくまたご紹介があると思いますが、全体として見て、世界的に見て、初めに考えた、こういった狙い、あるいは議定書の効果が表れ始めてきているのか、まだまだこれからなのか、その辺、全体としてどんなふうに環境省として見ているか、評価しているかという点について、ご紹介いただければと思います。よろしくをお願いします。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほか、委員の方で質問ございましたら、挙手ボタンを押してください。

そのほかの方、よろしいでしょうか。

(なし)

○磯崎座長

そうしましたら、今の渡邊委員からの質問、三宅さん、よろしくをお願いします。

○環境省（三宅）

渡邊委員、ありがとうございました。ABSの効果全体ということでございますけれども、まだまだ事例の蓄積が必要な段階ということではあるかと思うんですけれども、一方で、例えば **Global Biodiversity Outlook** の第5版など、最近評価をされているようなものにおいては、それなりにABSによって、例えば途上国の地元の雇用が一部促進されたりですとか、その雇用というのは、地元の生物多様性保全に関する活動のものだったりというところは、いろいろと事例が示されておりますし、あとは、先ほど委員の方々からも事例をいただいておりますけれども、そういった技術協力のような分野の促進というところもかなり数多く行われているのかなというところがございます。地道な部分というのはどうしてもあるかと思うのですが、それなりの成果というのは見えてきているのかなと思っております。利益そのものを増加していくというところが、途上国が求める部分であるというのは大きいかなと思うのですが、我々としては、どれだけABSの仕組みによって生物多様性保全とか持続可能な利用が進んだかというところに引き続き着目して、またそういったことが評価されるように、日本政府としても参画していきたいと思っております。

○渡邊委員

ありがとうございました。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほかに、関連していかがでしょうか。

農研機構の川口委員、よろしくお願いします。

○川口委員

今日はいろいろ情報をいただいて、ありがとうございます。今、2件の事例を紹介していただきました。一つはサカタのタネの小関委員から、ニューギニアインパチェンスの件で、インドネシアとの協力関係の中でお仕事をされた例と、それから日本製薬工業協会の藤井様、APACでの創薬の事例ですが、それぞれ非常に興味深くお聴きました。かなりターゲットを絞り込んで、前者はお花でインパチェンス、後者は、最後に一つ例を挙げていただいたのですが、筋萎縮症への対応ということだったのですが、皆様方それぞれの参考例で、そもそも遺伝資源全体を考えるわけではなくて、絞ったターゲットを想定されているように思うのですが、そのターゲットの数といいますか、どれぐらいのターゲットの種類、作目でも何でもいいのですが、考えているというのが基本の考えになっているのかなというのを、もしお聞かせ願えれば、ちょっと伺いたいなと思ったのと、そういった場合、相手国との二国間の関係といいますか、国と国との関係的な友好状況といいますか、そういう相手との人間関係みたいなものについての何かコメント等があったら、お願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○磯崎座長

ありがとうございます。そうしましたら、まず小関さん、その後藤井委員という形にしますが、答えられる範囲内でお願いいたします。

○小関委員

ご質問ありがとうございます。確かに的を絞って探索するというのが我々が学んだケースでございまして、実は我々のほうもいろんなところで手を出しております、なかなか品目が絞れていない。それでアプローチいたしますと、それをどうやって使うのという、そのスクリーニングが非常に難しいというふうな経験があります。ですので、今は、探索のほうも、なるべく品目を絞り込むことによって、どの国に何があるかというのが分かってくるので、それを中心に今アプローチしております。基本的には、我々の育種している品目を中心に、その選択の品目を選定しているというような状況です。

それから、次の質問にありました、現地との信頼関係の構築なんですけれども、インドネシアのほうは非常に成功した例ということでお話しさせていただきましたけれども、インドネシアをとっても10年以上のお付き合いをさせていただいて、契約書の取り交わし等々ありますが、非金銭的なサポートも一生懸命させていただいて、例えばインドネシアの政府の方々が日本に研修に来たいということであれば、研修先を探しまして、世話をしたり、そういう非金銭的なサポートもお互いに行っているというようなことで、長い関係を築かせて

いただいています。

○川口委員

ありがとうございます。

○磯崎座長

それでは、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員

今現在、筋萎縮症をターゲットにする化合物が見つかっているということで、実際に技術移転といいますか、サポートしているスクリーニング系が、そのスクリーニング系だけなんです。ただ、一方で、化合物ライブラリーをつくるということもサポートしているということで、じゃ何をターゲットとしてそのライブラリーを使っていくかということなんですけど、日本の製薬企業が持っているスクリーニング系全部持っていけば、かなりのものができるのですが、今現在、協力してもらっている武田さんとかエーザイさんあたりの優先順位がかなり影響してくるのではないのかなと思います。

なかなか難しい、今現在、治療薬がない、あるいは不十分な治療薬しかないという、いわゆるアンメット・メディカル・ニーズと言われてものですが、そういうあたりに着目して、今後スクリーニング系をアジア各国で立ち上げてもらうというようなことを考えられているのかもしれませんが、そういう観点からすれば、やはり中枢神経系とか、癌とか、そういうあたりのスクリーニング系を向こうで立ち上げてもらうということも考えられるのですが、申し訳ありませんが、このあたりを今後アジアでやってもらうという確たる情報は、今現在、私は持ち合わせていないということです。ただ、いろんなスクリーニング系をアジアで立ち上げてもらうという方向なのは間違いないというところだと思います。

すみません、不十分な回答しかできなくて申し訳ありませんけれども、以上です。

○磯崎座長

川口委員、よろしいでしょうか。

○川口委員

はい。お答えにくい内容も入っていたかと思います。ありがとうございます。

○磯崎座長

そのほかよろしいでしょうか、この関係では。

(なし)

○磯崎座長

それでは、時間もちょっと押していますので、次の議事へ移りたいと思います。

3番目の議事で、ABSの指針施行後の課題の整理ということで、資料の5に基づいて、事務局から、菌さん、よろしく願いいたします。

○事務局(菌)

それでは、資料5、現行指針における利用国措置等の課題整理について説明させていただきます。前半1番から3番まで私のほうで説明をいたしまして、4番の論点と課題から環境

省の三宅さんからご説明いただきます。

まず1番、ABS クリアリングハウスにおける IRCC 発給状況でございますが、これは先ほどのやり取りにもございましたけれども、利用国措置がどういうふうに機能しているのかという現状を初めにご紹介できればというふうに思っております。

下のグラフですけれども、全体が ABS クリアリングハウスにおいて IRCC が発給されている状況を、11月20日時点のものを示しているのですが、グレーで描いている部分が、実はコンフィデンシャルで遺伝資源の取得者が分からないということで、どこの国の誰に発給されているものが分からないのが3分の1ぐらいを占めているということでございます。

オレンジとブルーのところ分かる部分になるのですが、その中でも青の部分というのが、自国の個人とか法人に発給されているものになっております。自国の個人や法人に発給されているというところもなかなか評価が難しく、自国内の個人、法人がアクセスして、その人に PIC を発給している、単にそれだけのこともございますし、海外からアクセスをするときに、例えば日本からどこかの外国にアクセスをするときに、PIC の発給は、そのアクセスする先の提供国側の方に出されているけれども、実際には日本のほうで使うというような場合も、この青の中に含まれることとなりますので、なかなか ABS クリアリングハウスで全体像を明確に捉えるのが難しいというのが実情でございます。

全体の件数といたしましては、11月20日時点で、全体で3,148件の IRCC が発給されておりまして、先ほど申しましたように、64%に当たる2,020件が発給対象者が分かるもの、33%については全く状況が分からないというところになっております。

では、日本人に対してどれぐらい海外から PIC が出されているのかというところでございます。下の左側ですけれども、ベトナムから10件、ほか4カ国から1件ずつということで、ABS クリアリングハウスで確認できる日本人に対する IRCC 発給数は、全体で14件ということになってございます。ただ、これも、実際にこれだけなのかというのは、先ほど申しましたように、分からないところがございます。提供国側のカウンターパートのほうに発給されている例もあると思われまますので、これだけなのかというのは正確には分かりません。

それに対して、「ABS 指針」に基づく報告につきましては、先ほど三宅さんのほうからご説明があったとおりでございます。義務的な報告については4件、任意の報告が1件という状況になっております。

先進諸国のチェックポイントコミュニケへの登録状況でございますが、チェックポイントコミュニケというのは、利用国におけるチェックポイントが確認した情報を、ABS クリアリングハウスに掲載して生成される記録になりますけれども、したがって日本に関しては、先ほどの報告されている5件が、このチェックポイントコミュニケに示されている件数と同じになるという関係になっておりますが、下の表を見ていただきますと、まずこの表も、先ほど申しましたように、コンフィデンシャルのものが分からないですとか、実際には

利用国側のほうからのアクセスなんだけれども、PIC の発給対象が提供国側のカウンターパートに出されているというものは捉えることができません。例えばドイツが、登録されている被発給 IRCC の数が 65 件で、チェックポイントコミュニケが 26 件ということですが、一概に 65 件中の 26 件が利用国措置が講じられているというふうに表示することはできないのですが、一つの参考値として、今申しましたように、IRCC が 65 件確認することができて、チェックポイントコミュニケは 26 件確認することができるというような見方になります。

こうして見ますと、日本は 14 件と 5 件という関係になりますけれども、ドイツは 65 件、26 件、英国は 19 件、5 件ということです。単に 14 件、5 件というふうに見ますと、日本が少ないではないかというふうに見えてしまうかもしれませんが、利用国措置もそれぞれの国で違うところがありますので、それも一概には言えませんが、日本が極端に利用国措置が機能していないというような状況にあるわけでもないのかなというふうに思っております。

それでは、4 番の論点と課題から、三宅さんのほうにバトンタッチしたいと思います。

#### ○環境省（三宅）

では、実際の ABS 指針の報告制度に関する論点、課題というところを確認していきたいと思っております。こちらは、想定される論点という形で、幾つかピンクのところ挙げておまして、関連する論点については、こちらのほうで関係者の方へのヒアリング等を通じて得た情報を参考までに記載をしております。

まず論点 1 ですが、ABS 指針によって利用者への負担ですとか研究開発への影響が生じているかどうかというところですが、今のところ、明確に何らかの課題が生じているというところは伺っていない状況になっています。

次の論点 2-1 ですが、そもそも名古屋議定書の国内措置として有効に機能しているかどうかというところがございます。こちらは、今ほどご説明いただいたとおりですが、今のところ、ABS クリアリングハウス上で分かる、日本人に対する IRCC 発給数 14 件に対して、報告が出ているものが 4 件ということで、数字には乖離がある状況ということが見てとれます。

これは、日本の制度として幾つか先ほど私が資料 3 の中でご説明しましたけれども、日本の方が海外の遺伝資源を利用した場合が全て報告対象となっているわけではないというところもありますので、ある程度報告の対象を限定しているというところがございますけれども、今回の日本の制度というのは、もともと提供国のほうに議定書に即した対応を促すというところも考慮されてつくられているものということですので、そのバランスを引き続き確保していくのか、それとも、提供国側の IRCC の公表にかかわらず、もう少し報告対象を広げていくのかというところも検討の余地があるのではないかといったご意見もいただいております。

次の論点 2-2 ですが、今の IRCC の件数と、それから報告件数の数字の差という

ところの考察を少ししております。少ない要因ということで、1つ目のポツに、さらに小さい4つのポツがありますけれども、一番考えられるのは、先ほど申し上げたとおり、ABS指針の報告対象が、すべからくということではなく限定的ということですので、報告対象に該当していない案件が幾つかあるということです。

実際、私が、報告対象にあるかどうかということでご相談をいただきながらやり取りした中でも、そもそも、最終的に幾つか条件には該当するのだけれども、名古屋議定書でいう遺伝資源の利用には該当していなかったりですとか、そもそも、許可等を取ったのだけれども日本に遺伝資源を持ち込んでいなかったりとか、いろいろなケースがありまして、必ずしも報告対象に該当しないというケースがありました。

あとは、少しグレーゾーンが生じているですとか、一方で、法的な拘束力がないので、見逃されている部分もあるかもしれないというところも、一つの考察としては入れておりますし、あとは、ABS指針の普及がまだ十分ではないという可能性もあるのかなというところがございます。

いまだ不十分ではないかどうかというところですが、こちら、「環境経済の政策研究」という当省の委託研究の一環で、後ほど大沼先生からもプレゼンをいただく予定ですけれども、「ABS指針」の認知度というところで調べていただいた情報を見ますと、ABS指針の認知度というところと6割以上を超えていまして、大体、条約の認知度と同じような割合になっていますので、極端にABS指針が知られていないというわけではないのかなというところも考えられます。

先ほど、環境省のウェブサイトがありますというお話をしましたけれども、そちらの利用状況についてもご説明させていただきます。

情報交換サイトの利用状況は、年によっても、月によっても、ちょっと2月は出ている部分はありますけれども、そんなに大きな変動はなく、一定して利用されている状況になっています。

各ページへのアクセス状況というのを具体的に見ていきますと、まず上の3つの円グラフですが、「名古屋議定書について」という内容ですとか、「国内措置（ABS指針）について」というところが、それなりに閲覧されている状況というところがございますので、指針についての情報というのもそれなりにピックアップされているのかなというところを想定しております。

下の円グラフ3つですけれども、こちらは「諸外国の制度」についても検索をいただいています。基本的にABS指針の報告の対象には該当しないのだけれども、まずは各国の法令を守っていただくというプロセスが必要にはなってきますので、こういった各国の情報についても注意深く検索をいただいている現状があるかと思っております。

こちらはごくごく参考なんですけれども、日本の情報交換サイトのほうにアクセスをされている海外の国のランキングといえますか、実態を少しお示ししています。当然ながら、一番右の日本のユーザーが一番閲覧をしているわけがございますけれども、海外でいいま

すとアメリカが断トツに多くて、次に中国、韓国、フランス、インド、ブラジルといったところの方々も閲覧されているという状況が見てとれます。

また論点のほうですが、今のは利用国措置に関する論点ということでしたが、次に ABS 指針の奨励措置のほうの論点に移らせていただきます。

奨励措置につきましては、国内外の遺伝資源を提供するに当たりましては、基本的には ABS の理念にのっとり公正・衡平な配分契約を締結していくこと。それから、利益が出た場合に、その利益を、生物多様性保全ですとか持続可能な利用に充てていくことを奨励するような措置となっています。

実際、こういったケースについては、契約そのものは、基本的には当事者間のやり取りということになっておりますので、なかなかその情報を集めるのは難しいのですが、ヒアリング等でお尋ねをしている中では、そもそも国内の遺伝資源に関しては利益配分契約を締結するケースが少ないという状況でございます。

こちらは、ABS はそもそも途上国の生物多様性保全等へのインセンティブを与えていくことを狙いとしたものというところもありますので、世界でいう ABS の考え方と、国内で ABS を実施していくというところだと、少し状況が変わってくるところもあるかなというところがございます。

それから、海外の遺伝資源に関しましては、先ほど幾つか事例もご紹介いただきましたけれども、事例に応じて、利益配分契約ですとか、ABS の理念を踏まえた取組というものが実施されている状況かというところがございます。

有識者の方々からは、ABS によって生物多様性保全に貢献していくというところを追求していくですとか、事例を幾つか形成していく必要があるというご意見もいただいておりますし、その上で、もう少し ABS を認識していただく必要があるだろうというところのご意見をいただいております。

国内の遺伝資源を取得したことがある方について、実際に利益配分契約を結んだかどうかというところで、こちらも「環境経済の政策研究」の中で調査いただいた内容を参考までに掲載しております。ちょっと企業のサンプルが少ないので、参考までというところですが、例えば、一番下のオレンジのバーを見てみますと、既に結んでいる例というのはそれなりに少ないのかなといえますのと、場合により結ぶということになりますと、研究者の方の場合は、素材移転契約 (MTA) を結ぶというところもある程度対象には入ってくると思いますので、そういった観点では、何らかの契約を結んでいますという例も少し含まれてはいますが、全体としては多くはないということかと思われまます。

こちらは逆に、取得したことがある、かつ、ご自身も遺伝資源を提供したことがあるという立場の方々になります。こちらも、さらに n 数が少なくなってしまうので参考値ということにはなってしまいますが、提供サイドからすると、もしかすると必ず結ぶように気をつけているという実態はあるのかもしれない。とりわけ、Material Transfer Agreement というものを結んでいくという実態はそれなりにあるのかなと想定されます。

奨励措置のもう一つの論点になりますけれども、今、こうした ABS の理念を踏まえて取組を実施していただくという部分に関しまして、参考となるような契約の条項のひな形の作成ですとか、ガイドラインのようなものを作成していくことを奨励しております。事例としては、先ほど資料 3 の中でもご説明をしましており、JBA さんですとか、遺伝研さんのほうでつくられて、実際に普及活動も行われている状況ですが、それ以外に、団体さんというの、恐らくガイドラインも幾つかつくられてはいるのかと思いますけれども、もしこのあたり実態を補足できる委員の方々がいらっしゃいましたら、また教えていただければと思います。

あとは利用国措置の例ということなので、ここは説明を省略させていただきます。

以上です。

○磯崎座長

説明ありがとうございました。先ほどの、6 枚目の論点の 3 について、説明が飛ばされたような。

○環境省（三宅）

失礼しました。今、追加させていただきます。

論点 3 は、現行指針によるガイダンス内容というところで、例えば今 ABS 指針に関する Q&A というものも準備してまして、環境省のサイトのほうでもご紹介しております。Q&A も、かつて、有識者の方々と相談させていただきながらつくられているものでして、一つ論点として指摘をいただいているのが、いわゆる名古屋議定書で言う遺伝資源の利用を目的とせずに、商品として何らかの遺伝資源を購入したんだけど、それを結果的に何らかの過程で遺伝資源の研究等として利用していくとなった場合には、いわゆる名古屋議定書の遺伝資源の利用に当たることになり、コモディティの利用から外れてしまうということになりますので、そういった場合に十分注意する必要があるということ、何らかガイダンスとして提示するべきというところを指摘いただいております。

今のところ、指針の中に明確にコモディティに関する規定というのは、コモディティ利用は除外されますというような内容しかないので、そういった注意喚起について、どのような形で皆さんにお知らせしていくのかということも検討する必要があるということかと思えます。

○磯崎座長

ありがとうございます。今説明された ABS 指針、施行の後の課題整理ですが、菌さんからと三宅さんから、両方合わせて全体で質問、意見とかございましたら、挙手をお願いいたします。

今、鈴木さんから手が挙がっていますが、そのほかの方もどうでしょうか。

鈴木さん、井上さん。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、まず鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

5 ページで、日本人に対するものが 14 個あって、その中で実際にチェックポイントコミュニケーション、環境省のチェックポイントになっているものが 4 つということで、件数に乖離があるといったところで、その後いろいろな論点を出していただきました。ありがとうございます。

その 14 の中で、報告の対象にしっかり入っていて、報告していない割合というのがどのくらいあるのか、というのが 1 つ目の質問です。

2 つ目の質問として、5 ページの論点 2-1 の大きい丸の 2 番のところで、「バランスを考慮しつつ」という、バランスというところの文章は、これは案外重要な話かなと思っております。その中で、提供国の法律と IRCC がなぜ少ないかという報告の観点とはちょっとズレるのですが、情報提供といいたまいますか、議論の一つの提供としまして、ABS 指針自身が提供国の法令を守るといったことは、もう当たり前のこととして設計されておりますが、知らない人が文章を見たときに、若干それが分かりにくいといった声も実は聞いたことがありますので、その点も、この検討会におきまして、提供国の法令を守るんだということは当たり前の前提なのだということを明確化していただきたいというのが 2 つ目の、コメントといいたまいますか、質問といいたまいますか、させていただきます。

○磯崎座長

続いて、井上委員、お願いします。

○井上委員

私のほうは、質問というより、コメントをさせていただきたいと思っています。「ABS 指針」の認知度に対するコメントを 2 つ申し上げたいと思っていますけれども、その前に、まず、冒頭の環境省の奥田局長のご挨拶の中で、私の先輩の炭田につきまして、温かいお言葉をいただきましたことを、御礼申し上げたいと思います。

実際の「ABS 指針」の認知度に対するコメントの 1 つ目としては、今、三宅さんのほうからご紹介がありました、環境政策の調査とはまた別に、私どものほうでも、昨年度、ABS に関する、主に企業を対象としたいろいろなアンケート調査を行いました。対象として回答してくださった企業が 80 社程度ですので、それほど規模は大きくないのですが、その中で、「生物多様性条約」と「名古屋議定書」と「ABS 指針」の認知度についても質問をしております。

質問の仕方としては、それぞれ、「内容を知っている」というのと、「名前を聞いたことがある」というのと、「聞いたことがない」という、その 3 段階のどれかを選択していただくという形で質問した結果なのですが、その結果につきましては、やはり生物多様性条約の認知度が一番高かったです。次が名古屋議定書。ABS 指針については、まだまだあまり認知度が低いという状況でした。

それに対して、私としては、生物多様性条約につきましては、ABS だけではなくて、企業が社会的な責任として生物多様性の保全とか持続可能な利用にそれぞれ取り組んで、これまでも長年取り組んでこられたことがあって、生物多様性条約というものが広く知れ渡

っていると。それに次いで名古屋議定書というの、日本の名古屋で採択されたということ  
で知れ渡っていると思うのですが、ABS 指針については、まだまだ認知度が低いかなとい  
うふうに思っています。というのは、まだ ABS 指針に実際に対応しなければいけないよう  
な事例というのがそれほど多くは発生していないのではないかとこのように、私は、推察し  
ております。

それが 1 つ目のコメントで、2 つ目のコメントですけれども、私どもバイオインダストリ  
ー協会では、相談窓口ということで、ABS に関するいろいろな相談を承っています。その  
中で、時々あるのが、ABS 指針というのがあるのを知ってはじめて生物多様性条約の下で  
の ABS というものがあるのだということを知ったという、そういった方が時々いらっしゃい  
ます。そういう点で、ABS 指針が施行されたことによって、ABS というのを知るきっかけ  
になったという点では、ABS 指針というのは非常に大きな役割があったのではないかと思  
います。

ただ、その一方、ちょっと誤解されている、まだ理解が足りていない部分というのがあり  
まして、ABS 指針というものの手続をとれば、海外の遺伝資源が入手できるのだと思っ  
ていたり、あるいは、ABS 指針の対象から外れている遺伝情報とか、そういったものが、ほ  
かの国の法律でも適用されないというふうに誤解をされている方がいらっしゃいます。

そういう点で、バイオインダストリー協会も含めて、まだまだ ABS 指針に対する正確な  
情報を伝える、啓発活動というのはこれからも必要ではないかというふうに思っています。

○磯崎座長

重要なコメントをありがとうございます。それでは、菌さん、あるいは三宅さん、先ほど  
の鈴木委員からの質問について、お願いいたします。

○環境省（三宅）

先ほど鈴木室長からは、IRCC が出されている 14 件のうち、ABS 指針の報告の対象にな  
るのが何件かというところがございますけれども、完全に該当するものが何件かというの  
が、結論からいうと、判断できないということにはなってしまう。というのは、例えば、  
ある程度追える部分というのは、先ほどの報告の前提条件となるような、相手国が名古屋議  
定書締約国かどうかとか、措置をつくっているかどうか、ABS クリアリングハウスに掲載を  
しているかといったところは追えるのですが、実際に遺伝資源を日本に持ち込んだかどう  
かとか、あと、そもそも名古屋議定書でいう遺伝資源の利用ではなかったかという場合があ  
るので、必ずしもこちらで全て確認することができないという現状がございます。

すみません、ちょっとお答えになっているかどうかですが。

○磯崎座長

鈴木委員、どうでしょうか。

○鈴木委員

ありがとうございます。追えないということが分かれば大丈夫です。それで、奨励措置と  
いうものの重要さというのを、今回の丁寧な説明と資料で、やはり奨励措置がとても大事だ

なということを再認識しましたので、ありがとうございます。

○磯崎座長

どうもありがとうございます。そのほか、この課題について質問等、よろしいでしょうか。

○環境省（三宅）

すみません、私から質問で恐縮ですけれども、先ほど JBA の井上顧問から、企業さんでいいますと、まだ ABS 指針の認知度というのが高くない部分があるというご指摘をいただきましたけれども、とりわけ ABS 指針の報告の対象に関しまして、今出ている案件というのは、いずれも研究者の方々の案件ということで、今後も、もしかすると、その対象になってくる案件というのは、研究者の方のほうが多くなってくる可能性はあるのかなと思っています。いるところでございます。

研究者の方々の ABS 指針の認知度のあたり、もし何か鈴木室長から加えていただける情報等があれば、お教えいただければ幸いです。

○鈴木委員

ちょっとお答えになっているか分からないのですが、井上所長のコメントは本当にそのとおりでして、特に ABS 指針だけ守ればいいやというか、ABS 指針自身は提供国の法令を守るということを前提にして書いたにもかかわらず、ABS 指針の中の報告義務さえ行えばいいやというふうに誤解されている方が、大学の研究者でも実はいまして、実際に、慌てて対応したといった事例も起こっております。

もちろん、我々 ABS 学術対策チームとして、各大学に、現在のところで 150ABS の窓口をつくりまして、その中で、常時我々の勉強会のほうに来ていただける、また、実際の質問をしていただける方が、大体 50 大学いまして、一応何とかベースはできたと思うのですが、やはり研究者コミュニティに対する対応というのはまだまだ足りないところで、今後それを深く浸透する、ともかく、この ABS、名古屋議定書を大学に根づかせるといったところを目指して、さらなる啓発活動をやっていききたいなと思っています。

また、いろんな説明もしたいのですが、長くなり過ぎるもので、一旦ここで切ります。

○環境省（三宅）

ありがとうございました。また、いつもご協力ありがとうございます。

○磯崎座長

どうもありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

石田委員と藺さん。まず石田委員、お願いいたします。

○石田委員

学術界の ABS 対応がどのぐらい進んでいるかということについて、私からも少しコメントをさせていただきたいと思います。

印象という面もあるのですが、私の考えだと、学術の ABS 対応は結構進んでいるとは思いますが、共同研究がはっきりしている場合など、大学の事務方をしっかりと通っていくような共同研究の場合には、対応が進んでいるという感じがします。大学教員が個人間で外

国の遺伝資源を入手したりするような場面では、なかなか、そういう ABS 的な考え方は進んでいないという印象があります。

○磯崎座長

ありがとうございます。菌さん。

○事務局（菌）

先ほどやり取りのありました 14 件の日本人に対する PIC が出ているものについて、利用国措置による報告の対象になるものかどうかという点ですけれども、後になってから表で見る情報について追えないというのは、三宅さんの説明のとおりです。ただ、個々に出てきた当時に見れば、それは分かると思います。実際のところ、この中には報告対象になっていないものも含まれているというふうに承知をしております。

その結果、ここに挙げている 4 件ないし 5 件の利用国措置の適用のほうに上がってきているものですが、この中にも、報告対象ではないけれども、義務的な形での報告をされているという事例は入っております。

ただ、一方で、環境省委託事業等でヒアリングをしておりますと、今のところ、任意的な報告に積極的に対応していこうという方はあまりいらっしゃらなくて、基本的に義務的な報告の対象だけ対応していくスタンスを持たれている方が多いかなという印象を持っております。

補足でございます。

○磯崎座長

ありがとうございました。この利用国措置に関連する課題についてはこれで、移りたいと思いますが、よろしいですね。

(はい)

○磯崎座長

それでは、次の議題で、今度は提供国措置に関連してです。資料の 6 に基づいて、事務局から菌さん、お願いいたします。

○事務局（菌）

それでは、資料 6、提供国措置の要否等に係る課題整理について、説明をさせていただきます。こちら、前半の大きなローマ数字の I と II を私のほうから説明いたしまして、III の論点と課題は環境省の三宅さんのほうからご説明をいただきます。

まず、国内遺伝資源の取得・利用を取り巻く現状でございますが、現行の国内法令等による遺伝資源の取り扱いです。ご参加の皆様にはご承知のところでございますが、現状では、我が国では、生物多様性条約、名古屋議定書に基づく PIC 制度は講じられておりませんので、ABS の観点からの許認可手続等はないという状況でございます。

ただ、採集、保有、輸出といった行為に着目をいたしますと、関連する環境法規制であるとか輸出入管理等の現行関係法令によって、行為規制であるとか必要な手続に服する必要があるケースは存在しております。ただ、ABS の観点からの規律は行われていないという

ことでございます。

下のほうの左側に列挙してありますのは、環境省の所管の現行関連法令による動植物等の主な採捕規制例でございます。環境省所管のもの以外でも、右のほうに例示しておりますように、いろいろな関係法令、手続があるということでございます。

その他、ABS 指針の中では、先ほど三宅さんの説明にもありました奨励措置の話ですとか、国内取得書についての仕組みが、関連する内容として導入されているところがございます。

国内の企業や研究者による国内遺伝資源の取得状況／取得意向でございます。これは先ほどの「環境経済の政策研究」、大沼先生が研究代表者として実施された研究でのアンケートの結果でございますけれども、上と下にグラフを 2 つ並べております。上のほうが国内外の遺伝資源・関連する伝統的知識の取得の経験、生物多様性条約発効以降の取得の経験を示しているものでございまして、企業のアンケートでは 15.5%が取得をしたことがある、研究者のほうのアンケートでは 40.4%が取得をしたことがあるということでございます。

この取得をしたことがあるという方々に対して、では国内遺伝資源の取得をしたことがあるかというふうに問うたのが下の結果でございます。両方とも大体 9 割の方が取得をしたことがあるとお答えいただいております。これは海外遺伝資源についてほとんど取得していないという意味ではなくて、それは別途聞いており 9 割というよりは大幅減りますけれども、海外の遺伝資源を取得されている方はおります。ここでお示ししていますのは、企業で 1～2 割、それから研究者で 4 割の方々が、国内外の遺伝資源等を取得したことがあって、そのほとんどの方は国内のものも使ったことがあるということでございます。

今後の遺伝資源の取得意向でございますけれども、企業アンケートでは 21%が、これからも継続したいと。研究者は 8 割の方々が取得したいと答えておりまして、研究者のほうでは 34%が広げていきたいというふうにお答えをいただいております。

次は、国内研究者等を介した国内遺伝資源の提供の状況でございます。これは、国内遺伝資源を使ったことがある方々に対して、海外に提供したことがありますかということをお問うているものでございますけれども、海外の第三者に国内の遺伝資源を提供したことがあるという方は、研究者のアンケートで 36.2%ということでございます。企業のほうは少ないのですが、サンプル数もかなり少ないので、参考値としてご覧いただければと思います。

こちらのほうは、主観的なことを聞いておりますけれども、国内の研究者等の方々に対して、周囲を見渡したときに、海外から国内の遺伝資源にアクセスしている人たちがいると思えますかというようなことを、印象ベースで聞いている設問になります。企業アンケートのほうは、サンプル数が少ないので参考値でございますが、企業では、ほとんどは、「よく分からない」ということでございます。研究者のほうのアンケートを見ますと、「頻繁に取得されていると思う」という方が 26.1%、「ときどき取得されていると思う」という方が 34.8%ということで、ある程度海外からもアクセスがあるのではないかと認識をされているということでございます。

こちら、野外環境下における国内遺伝資源の取得の状況、それから外国の方が関与するのがどれぐらいあるのかということです。国内に ABS の規制がないので全体像を把握することはできないのですが、環境省が所管する現行法に基づく採捕規制の範囲でできる限り把握してみようということで、地方環境事務所を対象に、昨年 11 月から 12 月にかけてアンケートを実施した結果を示しております。

環境省が所管する採捕規制の範囲で見ますと、「遺伝資源の利用」を目的とする申請を、ある程度その申請内容を見て特定していった結果、少なくとも各年度で概ね 100 件前後が、遺伝資源の利用を目的として採捕を申請していると。それで、大体それが許可されているという状況でございます。

ただ、その一方で、その中で外国人とか外国法人が関与するものというのは、平成 29 年度から令和 2 年 10 月末までの合計申請件数の 3.6%ということで、かなり少ないということでございまして、その中でさらに見ていきましたも、外国人・外国法人が直接申請しているというものは 0 件で、全て外国人とか外国法人が採捕とか使用に関与すると見られるものです。申請者は日本の、多くは研究者の方が申請されておりますけれども、研究計画の中で共同研究者のような形で外国人等が入っているというようなものが多いということでございます。

外国人・外国法人が関わる遺伝資源の利用に関して、内容を見ていきましたも、それは DNA 解析を伴う分類学研究というような学術研究の目的のものが多いことが示唆される状況でございます。

そのほか、地方環境事務所の方々に、問題点とか課題が生じているかというのを聞いておりますけれども、現時点で ABS に関して固有に発生している問題はないということでございます。

次に、先進諸国における提供国措置の導入状況です。日本での要否を検討するに当たって状況が近いところで先進諸国の状況を示しております。この資料の末尾のほうには、主要国ということで、ほかにインドとかブラジルの情報も入れておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

こちらの表の見方でございますが、CBD、NP というふうに書いているところで、○をつけているのが、締約国になっているということを示しております。

提供国措置の中で GR、TK とございますのは、それぞれ遺伝資源を対象とする提供国措置、TK を対象とする提供国措置をとっているということを示しております。エリアに関しましては、その国内で全国的に限定なく措置をとっているか、あるいは、地方政府の範囲でやっているかというようなことを示しているものでございます。

制定のところは、法律等が制定された年を入れておまして、施行はそれよりも後の場合がでございます。これは制定ベースで入れております。

IRCC の発給に関しましては、12 月の初めの時点で、その国から PIC が出された IRCC という形で、ABS クリアリングハウスで確認できる数を示しております。

この 2 ページにわたって紹介しておりますが、まず全体の状況ですが、ご承知の方も多いと思いますが、名古屋議定書以前から、先進国の中で措置をとっているのはオーストラリア、これは州に権限がありますので、幾つかの州ということになりますが、オーストラリアは名古屋議定書以前から措置をとっております。米国に関しては、これもイエローストーンの事例が著名でございますが、それをきっかけとして、国立公園で措置をとっていくということが、かなり古くから動きがございます。ただ、アメリカは、ご承知のとおり、生物多様性条約、名古屋議定書の締約国ではございません。

名古屋議定書以降に関しましては、フランスであるとか、スペイン、韓国、そういったところが提供国措置を新たに導入している状況でございます。時間の関係であまり詳しく説明してまいりませんが、フランスとかスペインに関しましては、比較的しっかりとした提供国措置をとっているという状況でございます。ベルギーはワロン地域行政府による地域的な措置がとられているという状況でございます。

そのほか、フィンランドやノルウェーといった先住民が存在している国におきましては、フィンランドでは、伝統的知識のみについて提供国措置をとっていて、ノルウェーに関しては、遺伝資源とか伝統的知識も提供国措置の検討の動きはございますけれども、現状では、伝統的知識の尊重についてだけ措置をとっているというような状況です。

一方で、スイスのように、PIC 制度は導入していないのですが、モニタリングの一環として、国内の遺伝資源の取得の情報というものを、利用国措置と同じような形で保持をして伝達するということを義務付けしている国もございます。

韓国では、許可制ではなくて届出制を外国人に対して導入をしております。自国民に対しては届出は任意という形で、国内取得の証明が欲しいときに任意で出してくださいということになっております。

オーストラリアに関しましては、名古屋議定書以前ということもあり、制度のアプローチが特徴的で、土地所有者をベースにして対応するという特徴がございます。

カナダに関しましては、先住民問題で結構調整に時間がかかっているのか、詳細は分からないのですが、名古屋議定書よりも以前から提供国措置の検討の情報がありますけれども、現状でも措置はとられていなくて、詳細がよく分からないという状況でございます。

米国に関しましては、国立公園におきまして、政府当局が PIC 制度を導入するというよりは、国立公園の当局が自らの権限と既存の制度を援用する形で利益配分の契約交渉を行っていくという仕組みが運用されている状況でございます。イエローストーンの著名な事例の経験をもとに、近年において局長命令で政策を策定したり、具体的な手続をハンドブックにするというような取組が進められている状況でございます。

以上です。次からは三宅さんのほうからご説明をお願いいたします。

#### ○環境省（三宅）

では、今回の提供国措置の要否の検討に当たってということで、先ほど最初にもお話を差し上げたのとおり、現行の ABS 指針の中では提供国措置についてはとっていないという状況

でございます、とらないという判断をしたときの背景というのが、この矢印の部分になっております。

当時、同じく、もし検討するのであればといったときの観点というのも幾つか示されておりますので、今回の検討に当たりましては、こちらをベースとしていくことになるかと思っておりますので、まずこちらを振り返っていきたいと思います。

結論として、今回この矢印のような状況から PIC 制度は措置しないということが、当時の ABS 指針を策定する前の段階で方針として示されております。

当時の状況というのが何かというところですけども、まず 1 点目、国内 PIC 制度を導入とした場合、国内のコレクションに日本の資源を寄託するときに何らかの手続が必要になるということで、その手続が複雑化し、また、それが障害になるのではないかということ。

2 点目としましては、先ほども申し上げたとおり、日本では国際的な共同研究とか学術利用というものが非常に活発ですので、こういった導入というのが死活的な問題になるのではないかということ。

3 点目は、伝統的知識に関するポイントですけども、条約や議定書でいう遺伝資源に関する伝統的知識というのは、先住民等社会が有するものを指しており、漢方薬に関する知識はこうしたものに該当しないということが言われておまして、また、こうした伝統的知識があるとしても公知の状態であることが考えられて、こういったものというのは誰でもが自由に利用できるもので、こうしたものを誰かが独占する権利がないということも踏まえるべき、ということも言われております。

当時、この提供国措置を措置しませんというふうな判断とともに、仮に今後 PIC 制度を措置することについて検討していくのであればということで、その検討のポイントが 4 つ挙げられております。1 つ目は、日本の生物資源というものは決して乏しくないという前提に立った上で、もし措置をしたときのメリット、デメリット、公益の比較ですとか、それが与える影響を調査すべきということ。

2 点目から 4 点目に関しましては、国内の PIC 制度を措置することと、海外にとってそれがどう捉えられるかという部分も含めて、どうバランスをとっていくのかという観点でのポイントが示されております。

こちらは、実際に PIC 制度が必要だという判断がなされた後に、こういったポイントについて検討すべきということで示されている部分ですので、今回、こちらは参考として示させていただきます。

同様に、その PIC 制度の要否とともに、PIC 制度以外の選択肢として検討すべき事項、もしくは、その他何かあるかどうかということでも、報告書の中では示されておまして、かつ、PIC 制度以外の選択肢としては、例えば日本国内で取得された遺伝資源であるということを確認する、PIC 制度とは別の簡易な制度の可能性ということで、こちらは現在の指針にもあるような、NITE さんの証明と同じような考え方かと思えます。

それ以外のその他としましては、コレクションに存在するような情報の整備の促進ということも挙げられております。

こうしたところをベースとして、実際に検討課題・論点を確認していきたいと思っております。

まず論点 1 としましては、国内遺伝資源の海外への提供に伴って、現在何か解決すべき問題が生じているかどうかということでございます。先ほどお話もあつたとおり、日本の遺伝資源が海外にはある程度提供されている実態はあるということでございます。ただ、とりわけこのような環境下のものについて、海外に提供するという点に関して何か問題があるかという点、そういったところは明確には確認されていないという状況にはなっております。

また、とりわけ関心が高いところかと思えますけれども、近年注目を浴びました、日本で開発をされた品種、例えば和牛ですとかブドウですとかといったものの国外流出に関する課題については、改正種苗法ですとか和牛遺伝資源関連 2 法といった法令の整備が直近で行われているところかと存じます。

有識者の方々からは、そもそも今回の提供国措置の導入という観点でいいますと、広く遺伝資源一般について、個人間の取引を政府として規制する必要があるかどうかという観点ではないかということをご指摘いただいております。

あとは、いわゆる遺伝資源ということではないのですが、生物多様性保全ですとか遺伝資源のポテンシャルがある土地も海外の方に自由にお買われている状況について、これを放置してよいのかということも、関連するご懸念としてはいただいております。

論点の 2 点目でございますが、国内における国内遺伝資源の取得に伴って解決すべき問題が生じているかどうかということでございますけれども、ABS 的な観点で固有に発生している問題点というのは、特段生じているという指摘はいただいておりますし、また、実際 ABS 的なやり取りをするケースというのは、先ほどもお話ししたとおり、少ないということでございます。

次に、2 点目の検討課題としましては、伝統的知識に関連することということでございます。

国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、今回の検討、すなわち名古屋議定書の国内措置という観点で解決すべき事項が生じているかどうかということでは、先ほどの検討会の報告書の中での背景のところにも書かれていましたけれども、そういったところからの状況の変化、もしくは検討事項があるかどうかということになるかと思えます。

先ほどもお話ししたとおり、名古屋議定書で言う「遺伝資源に関連する伝統的知識」というのは、先住民族・社会が有するものを指しているということとして、有識者の方々から幾つかアイヌに関してご意見をいただいております。

こちらを踏まえますと、議定書との関係では、アイヌ固有の遺伝資源、それから遺伝資源に関連する伝統的知識について、対象となるものに関して前回の検討以降新たに確認され

たかどうかということについては、現状既に文献にして公表され知られている状況というものもありますけれども、こうしたことに加えまして、現在のアイヌ政策のアプローチも踏まえつつ、ABSに関連した課題の発生状況を確認することも引き続き進めてまいりたいと存じます。

次の検討課題ですけれども、仮に提供国措置を導入した場合、それによって生物多様性保全ですとか遺伝資源の利用に何か影響や効果を与えるかどうかというポイントでございます。

それによって最終的に保全に高い効果を発揮するかどうかという観点ですけれども、関係者の方々へのアンケートを踏まえますと、あまりつながらないのではないかというご意見のほうが多数あったというところかと思えます。かつ、実際に仮に日本の遺伝資源の囲い込みをしようとする、海外の方々も日本の遺伝資源に興味を持たなくなって、研究しようとしなくなりますので、日本の生物多様性の解明を遅らせてしまうというようなところもあるのではないかというところ。それから、実際囲い込みをしたところで、日本の遺伝資源を利用して返してもらい利益というものの大きさというのはそんなにないのではないかというご意見もいただいております。

また、実際、もし提供国措置を導入した場合に、遺伝資源の利用にどういった影響を与えるかというところでございますけれども、特に手続的な面が影響しているということかと思えますが、やはり研究開発に与える影響、負の影響というものを懸念される声が多いかと存じます。

あとは、関連する事項としましては、仮に海外の方にサンプルを持ち帰られてしまって、先に論文を書かれてしまったということはあるかもしれないけれども、それは、いわゆる競争の世界なのではないかというようなご意見もいただいております。

次に、提供国措置導入による国内の遺伝資源であることの国際証明は必要かどうかという観点でございます。今の国内取得書の発給で十分かどうかという観点でございます。全体としまして、あればいいとは思いますが、その証明書の魅力というものはそこまで大きくないのではないかというような意見のほうが多いのかなという状況でございます。

今回のご意見として、相対的にメリット、デメリットがどうかというところを、「環境経済の政策研究」の調査の中で調べていただいたグラフがこちらになっていまして、全体としては、デメリットもしくはコストのほうが大きいのではないかという見方が左側の赤いほうで、割と多数を占めているのかなという状況でございます。

あとは、先ほどの報告書にありました提供国措置の要否の観点でもう一点、PIC制度以外の選択肢として何か検討すべき事項はあるかというところでございます。こちらにつきましては、もし仮に考えるべき観点があるとするならば、いわゆる規制ということではなく、今の国内の遺伝資源の取得に関する状況を何か把握できるような形について制度化するという可能性はあるのではないかと、というご意見をいただいております。

こちらは参考情報なので、省略をさせていただきます。

以上です。

○磯崎座長

説明ありがとうございました。前もって発言しておくべきだったのかもしれませんが、予定とされていた 12 時を実は既にちょっと過ぎてしまっています。あらかじめ皆さんに事務局からお願いしていましたように、30 分程度延びてしまうということで、この後続けたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今、三宅さんの説明の中でも一部言及されていましたが、資料 7 で関連する事柄があります。

それでは、大沼委員から、よろしくお願いいたします。

○大沼委員

先ほど来ご紹介いただいております、「環境経済の政策研究」で研究してきた内容について、経済学的に、この提供国措置の導入というのをどういうふうに見ることができるのかということをご紹介したいと思います。

この研究テーマは、2018 年から 2020 年度まで 3 年間にわたりました、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する、いわゆる ABS 指針の見直しに向けた、提供国措置の便益・コストの評価に関する研究、という内容です。ちなみに、2015 年から 2017 年に関しましても、この同じ「環境経済の政策研究」で、遺伝資源の利用により生ずる経済的利益が生物多様性保全・促進への貢献に関する評価手法の研究ということでも、研究を行ってまいりました。こうした研究は、全て研究報告書の形で、今チャットで送ったリンクのところに掲載しておりますので、ご関心ある方々はぜひダウンロードして見ていただければ大変幸いです。

この研究で主に着目したのは、提供国措置を導入したときの経済的側面です。典型的に、強い規制である提供国措置というものをとったときに、どういった形で影響というものが考えられるのかということを中心にまとめてみますと、まず利用者にとってみれば、利用のための手続に基づく認可が必要になります。その際に、いわゆる MAT の形成というのが必要になりますし、利用による成果が出ましたら実際に利益配分を行うということも義務づけられるということになります。

提供国政府にとってみれば、今度は措置の実施のための管理システムというのを構築する必要があり、当然行政費用というのが発生してきます。一方、提供国全体にとってみれば、利益配分というのを受け取ることで効果というものが出てきます。これが、金銭的・非金銭的利益の配分によるもの、あるいは生物多様性保全というような効果が考えられるわけです。

こうした内容を考えると、様々なリサーチクエスションというものが出てきます。例えば導入による効果というものはどういうものか、あるいは、どの程度の強さの規制がいいのかといったようなクエスションが出てくるということになります。

提供国措置を導入すると、いろいろな形で多方面に影響が及ぶということが考えられます。一つは、狭義の意味での経済的な影響。例えば費用がかかってしまうことによる、いわゆる経済成長に与える影響や、利用者がどの程度その利用というものを变化させるかというような影響です。

こうしたことを踏まえて、例えば産業連関によるマクロ経済に与える影響というものを分析しております。また、経済学的に利用に与える影響ということ捉えるとともに、実際に専門家や企業の方々、それから研究者の方々にアンケートを行って、この利用影響の度合いというものを予測してもらう、ということも行いました。

さらに、提供国措置の効果の一環として、生物多様性や地域の発展に与える効果というものを分析しております。この研究で特にアンケートにおいては、今日ご出席いただいている委員の方々にも大変ご協力をいただきました。この場をおかりしまして改めてお礼を申し上げます。

ここに書かれている数字は、先ほどご紹介した研究報告書にひもづけた数字ですので、これを参考に、関心のあるところをご覧いただければ幸いです。

分析結果です。様々な分析を行ってございまして、内容の多くは、先ほど三宅さんあるいは菌さんに紹介していただいておりますので、この辺は割愛させていただきます。

一つ、我々の研究で行ったことで、対馬市で仮定の ABS 制度というものを導入することに関して、対馬市と話し合いを行ってございました。そういう中で、ABS 制度というものを導入したときの市民の意識、あるいはその効果についても調べるということをやっております。

多様な研究結果を総合した「まとめ」というのを、簡潔にご紹介したいと思います。

まず、便益、それから費用での総合評価というのを見ますと、いわゆる典型的な利益配分を条件とするような MAT を規制条件とする提供国措置については、費用面というのが非常に大きなものとなるということが予想されました。例えば、費用面でいうと、マクロ的な意味でいえば、価格は上昇したり、輸出が減少したり、あるいは国内の需要が減少するというような影響というのが予想されますし、研究開発についても、利用が減少するのではないかと懸念というのが示されました。また、行政費用というものについても、かなりの大きさの費用がかかるということも予想されました。そういう意味で、費用面からは日本で導入することを強く動機づけるような結果というのは得られませんでした。

一方、プラスの効果というものも指摘されています。一つは、IRCC というものが発行されることの効果、また、こうした PIC というものを遵守するということで、遺伝資源の利用に関して、きちんと法を守っているのだというようなレピュテーションを得ることができるというような社会的評価というのが得られるのではないかと声もありました。

また、先ほどの対馬市のフィージビリティスタディズからは、規制的ではないのですが、ABS 制度というものを導入したときに、何らかの形で地域の生物多様性保全と、また、地域の経済発展というものにつながっていくのではないかと、そういう可能性があるのではな

いかということも示されました。

こうした効果というのは、PIC 制度を導入したときの副次的効果として考えられると思うのですが、メインの効果である金銭的利益、あるいは非金銭的利益については、これはそもそも途上国を想定したものがもともと多いということから、日本ではそうした効果というのが十分なものにはならないのではないかとということも、分析結果として示されました。

以上より、費用が大きなものとなるという一方で、その便益については、生物多様性条約で考えられているような金銭的、非金銭的利益というものがそれほど大きくなく、副次的効果というものにある程度限定されるのではないかとということから、PIC を取得するということを義務制にするということは、費用・便益面から推奨することはなかなかできないのではないかと結果になりました。ただし、PIC 制度には、先ほど申しましたように、プラスの効果というものも指摘されるということですので、こうしたプラスの効果というものを活用するという意味で、届出制というものも考えられるのではないかと、こういう結論に至りました。

駆け足でしたが、以上が研究内容の紹介です。

○磯崎座長

ありがとうございました。環境経済政策の観点からの報告書に基づいて、それを短い時間で、特に最後、①②のまとめで示していただきました。途中でチャットのほうでも報告書全体像の入手可能な URL を示していただきましたので、必要な場合はそれで対応していただければと思います。

今、菌さん、三宅さん、それから大沼委員から、日本で提供国措置を導入することに関連した、これまでの経緯、それから考慮すべき様々な項目、そして今、研究成果の一つとしての経済分析について、説明をいただきました。この議題は、今日の 2 つ目の重要な議題ですが、この提供国措置の導入に関連して、質問、意見がございましたら挙手ボタンを押してください。

今 6 人の方から質問が出ています。時間の関係で、質問をまずまとめて受けたいたのですが、ほかの方も質問や意見、コメントがございましたら、まず先に挙手ボタンをお願いいたします。

それでは、順番に行きますが、まず鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

丁寧なご説明ありがとうございます。我々、いろいろな大学を訪ねまして、セミナーをやっております。その中で、提供国措置についての質問というのは定番として出てきております。大体 3 つのパターンに分けることができまして、何で隣の家のミカンの木のミカンを取るときには許可が要るのに、自分の土地のミカンは無料で配布するのだという、全体的な不公平だというふうな思いが 1 つ目。2 つ目が、有名な和牛、イチゴに代表されるような、これはもう既に対応がされましたので実際には問題ではないのですが、和牛、イチゴのイメージから必要だと言っている人。3 つ目に関しましては、特定の分野の学術で、ほとんどの

人は提供国措置は要らないと言っているのですが、天然物創薬をやっている分野の方々は、やはり提供国措置が欲しいという意見は出てきますので、学術で一括りというよりも、特定の分野、あと分野別といったものでいろいろもし解析などしていただいたり、また、学術のほうで必要だと言っている研究者とのヒアリングといったものを、さらにやっていただければ助かります、というのが私のコメントでございます。

○磯崎座長

分かりました。次、須藤委員、お願いいたします。

○須藤委員

私どものところで取得書の発給というのをやらせていただいているのですが、コロナ前は結構問い合わせがございまして、多いのは、要はABS指針を調べてうちにたどりついたという人よりは、どちらかというと、ヨーロッパなんかに遺伝資源を持っていくのだけれども、先方の機関から、名古屋議定書をちゃんと遵守しているのかどうか、もし遵守しているのだったら、見せられるものがあるんだったら見せてほしいということで、調べたらうちにたどり着いたという人がほとんどだったのです。そういう意味で、多分、自分の手元にある遺伝資源を持っていくときに、ヨーロッパの研究機関なんかから求められているというケースが多いのかなと思っております。

もう一つは、PIC許可証の制度、それから我々がやっている取得書の制度、これは決定的に違うのは、PIC許可証の制度というのは、それを取ってから、その後に遺伝資源を取得する、その取得した遺伝資源が対象になるのですが、過去のものには対象にならない。

PIC許可証の制度を導入した場合、過去に取られたものを何もしないということになりますと、恐らく我が国は過去に取られた遺伝資源が膨大にあるので、文献情報もひもづいていると思いますので、かなり現場が混乱するのではないかと思っております。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは次に、田上委員、お願いします。

○田上委員

3人の方からの詳細かつ有益なご説明、ありがとうございました。資料6の4枚目の、「国内企業／研究者による国内遺伝資源の取得状況／意向」というスライドに関連して、1つ質問をさせていただきたいのですが、この中で、伝統的知識のみ取得したことがあるというご回答がございましたけれども、ここでいう伝統的知識というのは、先住民、アイヌの伝統的知識ということではなく、それ以外の、いわゆる地域社会の伝統的知識でしょうか。ご紹介いただいた報告書の中では、海外も含めた取得の有無等についての質問では、先住民か先住民じゃないかというところを分けた選択肢も見受けられるのですが、国内の遺伝資源、伝統的知識については、その内訳というのがもしお分かりになれば、教えていただければと思います。

選択肢型の問いなので、分からないところもあるかと思っておりますけれども、地域社会の考え方によって伝統的知識に関する議論の射程が変わりますので、質問させていただきました。

よろしく願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは続いて、村上委員、お願いします。

○村上委員

私は野生生物の DNA 分類学が専門で、実際、私の周りでも、欧米、あるいは最近中国もですけれども、日本の生物材料というか、野生生物をサンプルとして送ってあげてという形のことを結構よくやられています。

日本は、だから PIC とかが要らないというのは、そういう意味では、研究を促進する上ではすごくプラスになっているなというふうに僕は感じていますが、周りからもそういう意見を聞いているのですが、一方、出所の国際証明みたいなものを日本が発行してくれることに、届出制で発行するならメリットがあるのではないかということは、感覚的には分かるのですが、ただ、証明書を出すのが普通になったら、結局それをいろいろなところが、学術雑誌とかも必ず求めるようになってきて、煩雑になるんじゃないかなということを僕は危惧しています。

出所の国際証明を出すことのメリットというのが、本当にどういうところにメリットがあると考えているのかというのを、具体的に教えていただければと思います。

○磯崎座長

それでは続いて、井上委員、お願いします。

○井上委員

菌さん、三宅さん、そして大沼先生、どうも貴重な情報をありがとうございました。

私からは 2 つコメントと、1 つ質問があります。まずコメントのほうですけれども、先ほど鈴木さんが触れられていた和牛とか、イチゴとか、ブドウの問題に対しましては、三宅さんからご紹介がありましたように、種苗法の改正とか、和牛新法ということで既に対応されているということですので、今回の PIC の問題とその問題とは、やはり切り離して考えるべきだと私は思います。それが 1 つ目のコメントです。

2 つ目のコメントは、EU からの求めによって、日本の出所証明というか、PIC を出したということが必要だというお話がありましたけれども、先ほども申し上げたとおりに、私どもが設けている相談窓口にも、それと似たようなご相談がありました。その際には、環境省のウェブサイトにも英語で、日本は提供国措置をとっていないのだということがちゃんと説明されていますので、その情報を相手の人に見せてあげればいいですよということで、EU 域内の方もそれで納得をしたという事例がありますので、そういったことも参考になるのではないかと思います。

最後に質問なのですが、三宅さん、菌さん、大沼先生のご紹介にあった情報というのは、大部分が大沼先生の研究から出てきている結果だと思うのですが、その大まかな結論としては、やはりコストのほうが大きくて、メリットのほうが、どちらかというと少ないという、大ざっぱに言えば、そういう結論かと思います。

その際に、企業とか研究者に対してアンケート調査を行っていらっしゃるのですが、たしかアンケート調査の中で、提供国措置というのはこういうものですよという前提を置かれていたと思います。というのは、その前提によって、例えばそれが立法制度なのか、行政制度なのか、義務制なのか、届出制なのかによって、回答する方の回答が違ってくると思います。ということで、実際に大沼先生の研究の中で、どういった提供国措置を前提としていたのかということ、もう一回伺わせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございます。そうでしたら、次に渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員

ご説明ありがとうございました。日本国内の生物多様性を構成している遺伝資源、その保全あるいは持続可能な利用という観点から考えたときに、国内の遺伝資源の利用実態、その動向を継続的に把握していくことは重要なことではないかと思います。

具体的に、例えばどんな分類群、菌類とか、微生物だけではなくて、高等植物とか、脊椎動物も対象にしているのかどうか、また、森林だったり、海洋だったり、湿原だったり、農地だったり、いろんな環境がありますけれども、どんな環境を対象にして、どんな分類群の遺伝資源というのが取得の実態があるのか。保護地域の中なのか、外なのか。そういった利用の実態の大きな動向というのを、継続的に把握していくということが、まずは重要なのではないかと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは、藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員

興味深いご説明、ありがとうございました。コメントと質問になりますが、まず、日本で取得されたことの証明書ですね。企業目線から言いますと、まだ必要になったという例は聞いたことがないのですが、ただ、医薬品の承認申請をするときに、今後、遺伝資源に基づく医薬品なんかの場合に、その医薬品の承認当局から、適切に取得された遺伝資源を使っているんだよねという、そういう証明書を出せというふうに言われる可能性が否定できない、そういう国が今後出てきてもおかしくないなというようなことがありまして、前回のあり方検討会のときに、製薬産業のほうから、そういう証明書をぜひ発行するような仕組みをお願いしたいということをおっしゃっていただいたということです。

それで質問ですけれども、例えば PIC のようなものが入れば、当然、企業からすると遺伝資源を利用しない側に傾くのですが、そこで一つ懸念点といいますか、今、気候変動とかで、要は人が入らないと、遺伝資源というのはどんどん失われていく方向にいく。放っておけばいいという、そういう時代ではないような感じがしています。

そういう意味で、もちろんコンプライアンス上問題があるような事業者もいるかもしれませんが、まともな企業であれば、この遺伝資源は利用できる遺伝資源だと思えば、企業自ら、その遺伝資源をずっと使えるように守っていこうというインセンティブが間違いなく

働くのではないかなと思うのですが、何かそのあたりについて検討をされたこと、あるいは検討をしているような方とか、もしご存じであれば教えていただきたいなと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは、今7人の方から、コメント、それから質問をいただいています。コメント部分は参考にこれからに必要と考えていただくとして、質問部分については、まず事務局、菌さん、三宅さんから、出された質問について、関連するところについて回答をいただけますでしょうか。

○環境省（三宅）

まず、田上先生からのご質問で、調査の中で伝統的知識が何を指しているのかという部分が1つ、それから、村上先生がおっしゃっていた、証明を出すことのメリットが一体何なのかという部分ですね。そのあたり、調査の中でどの程度、どういう回答があったかということも含めて、菌さん、もしくは大沼先生から、ご回答をお願いできますでしょうか。同様に、井上さんからもおっしゃっていただいた、提供国措置の前提というところも併せて、もし可能であればお願いできれば幸いです。

○磯崎座長

では、菌さん、まずお願いいたします。

○事務局（菌）

まずアンケートで、伝統的知識は何を指しているのかということですが、アンケートの中で、井上さんからのご質問にあるように、提供国措置についての考え方というのはお示ししているのですが、伝統的知識に関しては、あちこちにいろんな説明を入れると回答者の負担も大きくなってしまいますので、アンケートの中では、特にアイヌのように限定するとか、特段のことは記載しておりません。したがって、回答者によっては、民間伝承のようなものを想起されている方もいらっしゃるかもしれないですし、場合によると沖縄のことを考えておられる方もいらっしゃるかもしれないですし、よくご存じの方はアイヌに限定してお答えになっている方もいらっしゃるかもしれないという性質のものになります。

それから、提供国措置のシナリオでございますけれども、大沼先生の研究プロジェクトの中では、いろんな研究を行っていますので、それぞれ適用している研究手法に応じて示している内容というのは少しずつ違う、あるいは、表現の仕方が違うところがございます。しかし、どういった水準のものを提示をするかというところで、これも環境省さんともいろいろ意見交換をいたしまして、考え方としては共通のものを設定しております。

提供国措置と言ってしまうと、いろんな対応が含まれると思いますが、概ね、フランスとかスペインが導入しているような、先進国で導入している PIC 制度を念頭に置いて、その最大公約数的な条件をお示しして、ご回答をいただいているということになります。

その中には、前提として、現行の関連法令で採捕規制があるというようなことであるとか、内外無差別の議論もありますので、国内の主体にも適用されるとか、学術の場合には、より

簡素化されるというような、よくある典型的な論点、あるいは先進国でも採用されているような要素というのは盛り込んでいるという状況でございます。

○磯崎座長

大沼委員のほうから、関連して。

○大沼委員

大変貴重な質問、コメントをいただきまして、ありがとうございます。まず、今、国内 PIC 制度はどういったものかということですが、先ほどお示した URL の最新の報告書の中の 87 ページから、仮想の PIC 制度というのを我々導入して、これについて、どうですかということ聞いています。

例えばこれは、商業的目的と非商業的目的で、手続の違いとか利益配分の違いというものもありますし、それから手続の内容など、ある程度、実際に現実のものとして捉えてもらえるようなものになっていますので、ぜひご覧いただければと思います。もう一度繰り返しますと、87 ページから、それが示されております。

それから、先ほど、出所証明のメリットということをご質問があったかと思うのですが、これについては、正確でないかもしれませんが、我々から理解したのは、一つは、レピュテーションリスクというものを回避できるということ。それからもう一つは、社会的責任というものをちゃんと果たしているという証明になっていると。この 2 つが大きいのではないかと思いますけれども、菌さん、何か補足ありますでしょうか。

○事務局（菌）

いいえ。ご説明いただいたとおりだと思います。ありがとうございました。

○大沼委員

ありがとうございます。以上です。

○磯崎座長

ありがとうございます。それぞれの方から今回答していただいたのですが、先ほど質問された委員の中で、回答が不十分というような場合は、挙手をお願いいたします。

村上委員、お願いします。

○村上委員

出所証明のことなのですが、基本的に、結局申請する人が、私は日本のどこどこでこの種を取りましたという、そういう情報に基づいて出所証明というのは出すんですよね。もしそうだとすると、例えば私たちだったら、学術論文に、私の材料は日本のどこどこで取りましたと書くわけですが、それが嘘だったら、捏造で、研究者生命が終わってしまうわけです。だから、それ以上のプラスのことを、国とか機関に証明してもらおうということは本当にできるのかなということも組み合わせさせて、僕は、どういうメリットがあるのかなというふうに思ったのですが、それは答えるのは難しいかもしれませんが、何かお分かりになることはございますか。

○大沼委員

先ほどご説明したかもしれないのですが、一つは、出所をちゃんと明らかにして、それについて正当な手続で取得したということを証明してもらうということが、企業側にとってはレピュテーションリスクの回避になるということ。それからもう一つは、利用を正当にしているということで、その利益配分を行っていることも考えられるわけです。少なくともPIC制度の仮想的なシナリオではそのようなことをしています。

そういう意味で、きちんと社会的責任を果たしているという企業側の評価につながっていくということで、学術的なところというよりも、むしろ利益を追求する企業にとっての立場からというふうに理解しております。

○磯崎座長

ありがとうございます。村上委員、先ほどののでよろしいでしょうか。

○村上委員

基礎学術とか学術調査というよりは、企業のことを考えたときのメリットだということがよく分かりました。ありがとうございます。

○磯崎座長

恐らく、村上委員も指摘していたように、自己申告で正確に書く、それから誤りがないことを宣誓するみたいな、それで済む場合と、それから、第三者による何らかの確認証明というのを必要とするかどうかという、その違いだろうと思います。

そのほか、質問された方の中で……。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

追加コメントみたいな感じなのですが、大沼委員のABS指針がもともと途上国に対する利益配分といったところを念頭に置いているということは、やはりとても大事で、とても納得のいく話でございました。ありがとうございます。

それで、三宅さんへのコメントといたしましうか、提案なのですが、各国の提供国措置について、表を出されておりますが、今度は逆に、特に先進国で提供国措置をとっていない国というものがありますので、UKやジャーマニーがありますので、そういう国が、何でとらなかつたのかというところを、もし情報を収集していただければ、同じような立場でなぜとらないか。フランスの場合は、いろいろな国が、昔からの植民地も含めてありますので、そういう理由もあると思いますので、今度逆に、UKやジャーマニーといったところで、先進諸国において提供国措置をとらなかつた理由というのを、何か一緒に書いたら、また議論が深くなるかなと思いましたので、提案させていただきます。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほかの委員の方、先ほど質問された方、よろしいですね。

今、コメント部分も踏まえてですが、事務局のほうで何かさらにコメントとか回答がありましたら。

○環境省（三宅）

コメントをいろいろいただきまして、ありがとうございます。いただいた内容を踏まえま

して、次回、改めてまとめていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○磯崎座長

ありがとうございました。それでは、時間がかかり押しているのですが、少し急いで、議事の4、その他があります。最近の議論の動向で、資料8に基づいて。それでは三宅さん、よろしくお願いいたします。

○環境省（三宅）

こちらの議題ですけれども、ABS 指針、今回の検討の対象にダイレクトに影響するものというわけではございませんので、少しコンパクトに、なるべく早めにご説明をしたいと思っております。

まず、最近の国際的な議論の状況ということでございまして、皆様ご存じのとおり、2010年に名古屋で開催された生物多様性条約 COP10 で、名古屋議定書はもちろん採択されたのですが、同じタイミングで、世界目標である愛知目標が採択され、こちらが2020年までの10年間の目標ということで、その目標達成に向けて各国が努力をしてきているところでございます。

2020年までの目標ということですので、さらにその後の目標をどうするかという議論が、まさに現在続けられているところでして、その新しい目標というものが、下のほうにございますけれども、来年の4月、5月に予定されております、中国で開催される COP15 の中で決定されるという見込みになっております。

この中で、次の目標のドラフトということで、現在出ている段階のものなので、まだまだこれから変わり得るかと思っておりますが、その中にも ABS の関係の目標というのがございます。現在の「ポスト2020年枠組」という言い方をしている、その2020年以降の目標ですけれども、構造としましては、2050年に向けたゴールとマイルストーン、それから2030年のターゲット（取るべき行動）という、大きく2つに分かれておりまして、ABS の関係については、ゴールCに1つ、それからターゲットにも1つ入っているという状況でございます。

ゴールのほうは、そもそものABSを実施するということとして、具体的なマイルストーンとして、金銭的、それから非金銭的の両方の利益を増加するということが、案としては今出ております。

同様に、2030年のターゲットとしましては、そういったABSを実施するために、各国が措置を実施するというところで、現在の愛知目標と、こちらはほぼほぼ似ているのかなというところでございます。

こちら、実際にこうしたゴール、ターゲットを設定したときに、それをどうやって測定するかという指標についても案が出ておりまして、実際ゴールのほうに関しましては、測定可能性についてはいろいろ意見があるところですが、実際の利益ですね。それから、非金銭的利益に関しましては、ABS 合意を経て生じた研究であるとか、開発製品の数といったものも出てきてはおります。

ターゲットのほうですけれども、こちらは実際の制度の数ということで、こちらも現在の愛知目標と似たような形かと思っております。

今のポスト枠組の議論と同様に、最近 ABS の関係で議題に上がっているのが、この遺伝資源に関する塩基配列情報ということで、DSI (Digital Sequence Information) というふうに言われております。この DSI とは何かといいますと、例えば DNA の配列データといったものですが、日本及び幾つかの先進国としては、そもそも CBD における遺伝資源の定義というものは、現物の素材を対象にしているだろうということで、こういった、いわゆるデータというのは違うのではないかという見方を示しています。

一方で、途上国はとりわけ利益がどれだけ還元されるかというところをかなり重視しますので、こういった DSI の利用が活発になっていることで、ABS の抜け穴になっているのではないかというような考えを持たれていて、DSI の利用というのは、いわゆる CBD の遺伝資源の利用と同等とすべきというような主張をしております。一方で、先進国というのは、これに対して、DSI は違うのではないかというような話をし、ずっと対立を続けてきたというところがございます、どういった解決策があるのかということも議論していきましようということになっております。

実際、ポスト 2020 年目標をどうするかということも議論する公開の作業部会、OEWG3 というのがあるのですが、その中で、ポスト枠組も含めて、DSI をどういうふうに解決していくかということを決めていこうということになっておりまして、その結論というのを COP15 に勧告という形で出すことになっております。

直近の議論の状況ということですが、概要として、とりわけポスト目標のほうですけれども、先ほど申しましたとおり、2030 年マイルストーンの中では、利益そのものを増やすということが案として入っているのです、利益そのものを増加することは目的ではなくて、いかに生物多様性保全と持続可能な利用に貢献するかということが重要だろうということも指摘しています。

一方で、途上国は DSI について何か決めるということもそうなんですけれども、何かしらポスト枠組、目標の中にも入れていくということを主張したりしています。

具体的に、アルゼンチンとか、中国もですけれども、ゴールの中に **genetic resources in any format** という言い方をし、DSI という言い方をしていませんが、「あらゆる遺伝資源」という言い方によって、何となく DSI を包含するような表現を求めているのかなというところも見てとれるかと思えます。

あとは、今かなり CBD の外でも、各国の関心のある方々の中で、どういう DSI の解決策があるのかとか、実際に利益配分を想定したときにどういう枠組みがあるのかというところを、皆さん、研究であるとか、対話などが続けられているのですが、そういった情報を、CBD の事務局のほうが集めて、政策オプションという形で出したものがこちらになっております。

例えば 1 番であれば、DSI というのも CBD、名古屋議定書に含まれるのだとか、もしくは

は、ITPGRFAのように、各国で共通の MAT をつくって、それをもとに利益配分するような、マルチの枠組みを想定したものにするのだとか、幾つかの案が出されておりました、このうちのどれかになるというわけではないのですが、これをたたきに、どういう解決策があるかということが議論されている状況になっています。

あと、議論の状況については、やはりまだまだ各国いろんな意見の食い違いはありますけれども、概ね関心のある論点というのは、表の左に書いてあるようなポイントかと思っております。途上国は、ポスト枠組そのものに何か DSI というワードを入れたいということですね。それから、利益配分のアプローチの仕方。利益配分の何らかの仕組みが要るのではないかと、かなり関心を寄せてきている国が多いのですが、どういうアプローチがあるのかということ、まだまだ意見の食い違いが多いということでございます。

あとは、どういう形であっても必ずそれを守っていれば、法的な担保が保たれるということ、必要だとか、そもそも DSI の利用の重要性については、どの国も意見が一致しています。

オープンアクセスが重要ということも意見は一致しているのですが、オープンアクセスの意味は何なのかということ、かなり見解の食い違いがあるかというところがございます。

能力構築の必要性も、皆さん、意見が一致しているところがございます、細かい部分ではまだまだ議論が必要な状況かと思っております。

最後に、若干今回の検討と関係する部分ということでございますが、今の DSI の議論に関しましては、まだ議論が進行中なので、今後、CBD の中でどのような解決策が導かれるのかということ、未定の状況ではございます。一方で、何かしらその決定がなされる可能性はあるという状況でございます。

ただし、DSI というのは、先ほど申しましたとおり、CBD とか名古屋議定書で規定される「遺伝資源」には含まれないと我が国では解釈をしております、実際、現行の指針でも、適用外ということ、明記しておりますので、現時点でこの方針を変更する必要はないのかなというところがございます。

こういった状況を踏まえまして、今回の検討の中では、DSI は想定せずに検討を進めたいと考えております。仮にもし今後の世界の議論の状況に応じて何か検討が必要になったという場合は、そのときに改めて検討したいと考えております。

○磯崎座長

ありがとうございました。最近の動向で、特に 2021 年以降の目標と、それから DSI に関連してということ、この最近の動向との関連について、何か質問、コメントがございましたら挙手をお願いします。

それでは鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

DSI の話を入れ込むと、とても議論が複雑になりますので、この検討会におきましては、

DSI は想定しないということに関して、とても賛成いたします。

ただ、現在、DSI も含めて、国際動向、外国から日本を見る目というものはとても厳しくなっておりまして、現在のところ、具体的に ABS 指針がどうだという話は出ておりませんが、海外の ABS 関係者から話を聞くと、日本の ABS 指針はちょっとソフトではないかという意見も出ております。ただ、自分自身は、やはり日本モデルとして、バランスのとれたベストのものだと思っております。ですので、この検討会におきまして、深い議論を行って、対外的に何か言われたときに、議論できる土台をつくっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほか、委員の方で、この新しい動向についてはよろしいでしょうか。

(はい)

○磯崎座長

それでは、全体を通じて何か言いそびれたこと、あるいは、そのほかございましたら挙手をお願いします。

それでは石田委員、お願いします。

○石田委員

私が言い忘れたのは、現行指針における利用国措置等の課題整理についてなのですが、論点 3 のところで多分お伝えすればよかったと思うのですが、「ガイダンス内容に追記、改善が必要な点はあるか」というところで、さっきもちょっと言ったのですが、大学やアカデミックでの ABS 対応が、概ね事務方とか組織をきちんと通った場合に対応がよくされていると思うのですが、共同研究が始まったときにはよく対応されているのだけれども、始まってしまえば、あとは研究者任せ。さっきも言ったとおり、研究者が個人間でやるような軽微な共同研究なんかについては、ABS はあまり行われていないのかなという印象を持っています。

それに関連して、研究で使った海外産の遺伝資源が第三者提供される時なんかにも、もともとあった MTA や MAT の内容が守られていないこともよくあるのかなと思っていて、特に生息域外コレクションに預け入れられる場合もあり、その場合は半永久的に海外遺伝資源がよく許可の分からないまま、ほかの人も利用されるということになりますので、その辺がもう少し改善されるといいかなという印象を持っています。

そういうコメントです。よろしく申し上げます。

○磯崎座長

ありがとうございます。現実にはアカデミックの分野との関わりでということで、コメントをいただきました。

そのほか、振り返って、よろしいでしょうか。

(はい)

○磯崎座長

それでは、すみませんが、1時間近く時間を超過してしまいました。これで議事進行を事務局にお返しいたしたいと思います。

それでは、議事進行をお願いいたします。

○事務局（菌）

磯崎座長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、貴重なご意見等、どうもありがとうございました。

事務局のほうの段取り、議題設定等が非常に手際が悪くて、1時間も超過してしまいました、大変申し訳ございませんでした。次回以降、環境省ともご相談しまして、議題の設定であるとか、時間設定については改善するようにしたいと思います。

今日、説明させていただくものが非常に多くて、なかなかご意見も出し尽くしていただけてないところもあろうかと思えます。既に深見委員からも別途メールで貴重なご意見をいただいているところがございますので、今日いただいたご意見もきちんと整理させていただきますけれども、事務局のほうから、今日、課題と論点ということで幾つか挙げさせていただいておりますが、それぞれについて、どういったご意見やコメントがあるのかというのを、次までの間に意見照会させていただければと思いますので、お手数ですけれども、ご協力をお願いできればと考えております。

本日の会議については議事録を作成いたしまして、その内容についても、お手数ですけれども、こちらの議事録は環境省のホームページのほうで公表されますので、ご確認をお願いできればというふうに考えております。

それでは、これもちまして、令和3年度第1回ABS指針フォローアップ検討会を閉会いたします。委員の皆様、今日はお忙しいところを大変貴重なご意見等、どうもありがとうございました。1時間超過して申し訳ございませんでした。

閉会

以上